

# 熊谷市景観計画

KUMAGAYA LANDSCAPE PLAN





## はじめに

本市は、荒川と利根川の二大河川を代表とする水辺、市街地の外側に広がる変化に富んだ豊かな自然や熊谷駅周辺市街地の都市景観、そして、歓喜院聖天堂や熊谷うちわ祭などの歴史的・文化的遺産など、多様な数多くの景観資源を有しています。

私たちは、これら先人達が永年にわたり守り、つくり、育ててきた市民の共有財産である本市の景観の保全を図り、次世代に継承するとともに、これらを活かしたまちづくりを進めていかなければなりません。

また、平成16年の景観法の制定を契機に、市民の景観に関する意識も変化しつつあります。

こうしたことから、本市は、総合的・体系的な景観形成の取組みを進めていくため、平成19年10月に景観法に基づく景観行政団体となり、このたび、「熊谷市景観計画」を策定しました。

今後、この計画に基づいて各種施策を実施してまいりたいと考えております。

また、この計画を実現するためには、市民・事業者・行政等が一体となった協働による景観形成の取組みを進める必要があると考えておりますので、皆様のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました熊谷景観まちづくり塾の皆様をはじめ、本計画についてご審議いただきました熊谷市景観計画策定委員会の委員の皆様から感謝申し上げます。

平成21年3月

熊谷市長

富 岡 清



# 《目 次》

## 1章 景観計画の策定について

1. 景観計画策定の背景と目的 . . . . . 1
2. 景観計画の位置づけ . . . . . 1
3. 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号関係） . . . . . 2
4. 景観計画の充実化 . . . . . 2

## 2章 熊谷の景観の捉え方

1. 景観とは . . . . . 3
2. 熊谷の景観資源 . . . . . 3
3. 熊谷の景観の構成 . . . . . 5
  - (1) 景観の構成による区分 . . . . . 5
  - (2) 景観の構成別の特徴・課題 . . . . . 7

## 3章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項関係）

1. 熊谷市の良好な景観の形成に関する方針 . . . . . 13
  - (1) 景観形成の理念 . . . . . 13
  - (2) 景観形成の目標 . . . . . 13
  - (3) 景観形成の基本方針 . . . . . 14

## 4章 良好な景観の形成のための行為の制限（景観法第8条第2項第2号関係）

1. 行為の制限に関する事項とは . . . . . 15
2. 届出対象行為と地区の区分 . . . . . 16
  - (1) 届出対象行為 . . . . . 16
  - (2) 地区の区分 . . . . . 16
3. 届出対象行為ごとの規模と景観形成基準 . . . . . 20
  - (1) 建築物の建築等 . . . . . 20
  - (2) 工作物の建設等 . . . . . 23
  - (3) 開発行為 . . . . . 24
  - (4) 土石の採取 . . . . . 25
  - (5) 木竹の伐採 . . . . . 25
  - (6) 屋外における物件の堆積 . . . . . 26

---

---

## 5章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号関係）

1. 景観重要建造物の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
2. 景観重要樹木の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

## 6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ関係）

- 屋外広告物の表示等の制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## 7章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ハ関係）

- 景観重要公共施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## 8章 今後の景観形成推進方策

1. 市民・事業者・行政等の協働による推進・・・・・・・・・・・・ 29
2. 景観形成の推進施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

## 資料編

- 1 策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 熊谷市景観計画策定委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 景観に関するアンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 5 熊谷景観まちづくり塾からの提案・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

# 1 章 景観計画の策定について

## 1. 景観計画策定の背景と目的

熊谷市は、荒川と利根川の二大河川の水辺や市街地の外側に広がる豊かな自然、国指定重要文化財歎喜院聖天堂を始めとした歴史的遺産や熊谷うちわ祭を代表とした伝統行事など、多くの景観資源を有しています。先人達が永年にわたり守り、つくり、育ててきた本市の景観の保全を図り次世代に継承するとともに、これらを活かしたまちづくりを進めることが求められています。

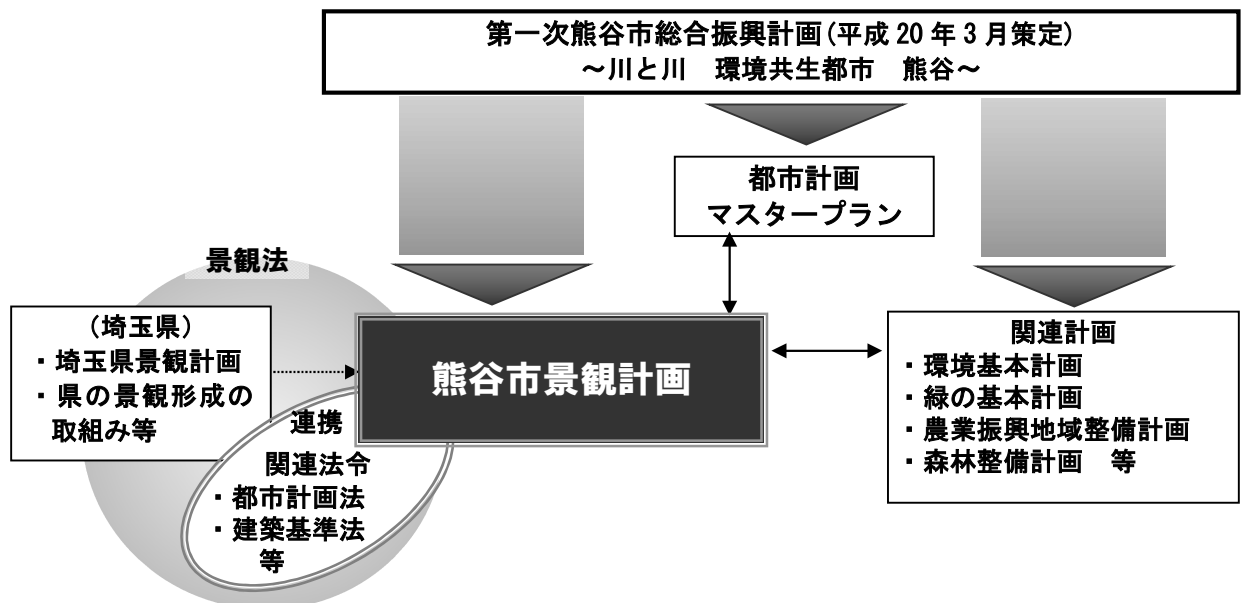
また、景観形成に関する取組みについては、これまでも市民や事業者、行政により行われてきましたが、その取組みが有機的に結びつかなかったことから、総合的な景観形成が進んでいませんでした。近年、景観法の制定等を契機として、市民の景観に関する意識も変化しつつあることから、今後、総合的・体系的に良好な景観形成の取組みを進めていくことがより一層求められます。

これらの状況を踏まえ、本市は、市民・事業者・行政等が一体となって、市民の共有財産である本市の景観を活かした協働による良好な景観形成を図るため、平成19年10月1日から景観行政団体となり、景観形成に関する理念や目標、基本方針、方策を明確にすることを目的とした、景観法に基づく「熊谷市景観計画」を策定することとしました。

## 2. 景観計画の位置づけ

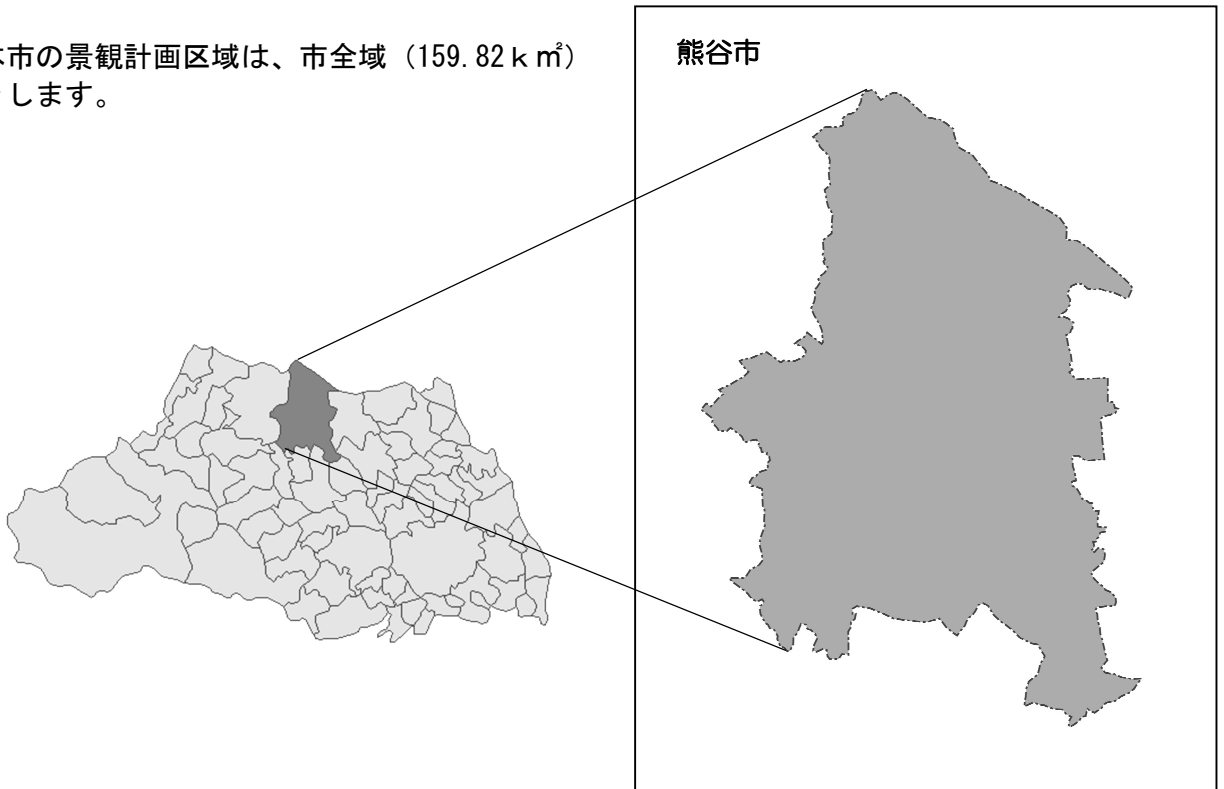
熊谷市景観計画は、本市の景観形成における総合的な指針となるものであり、熊谷市総合振興計画や都市計画マスタープランなどの関連計画及び関連法令と調整・整合を図っています。

### ■計画の位置づけ(概念図)



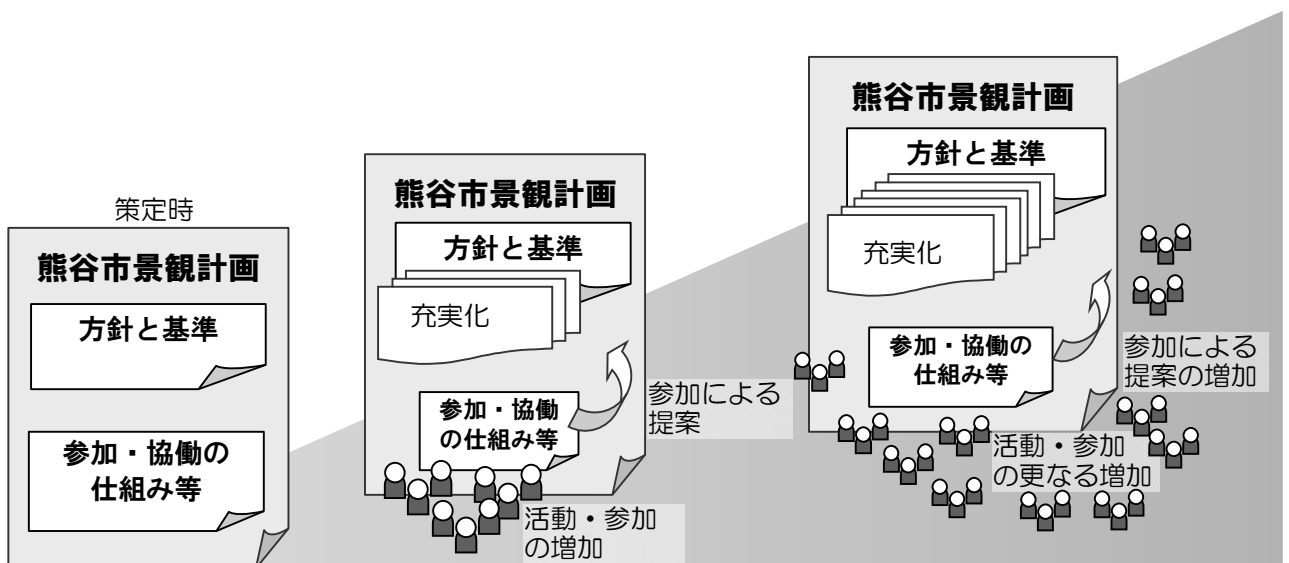
### 3. 景観計画区域 (景観法第8条第2項第1号関係)

本市の景観計画区域は、市全域 (159.82 k㎡) とします。



### 4. 景観計画の充実化

熊谷市景観計画では、策定時に市全域での良好な景観の形成に関する方針の大枠を示すものとし、策定後は市民や地域等からの提案・合意形成、景観の変化の動向などに応じ、市民・事業者・行政等が協働して、計画の充実を図っていきます。



## 2章 熊谷の景観の捉え方

### 1. 景観とは

熊谷市景観計画では「景観」を、「身の周りの屋外の状況を見たときの眺め」とします。すなわち、普段私たちが目にしている山や川、木々、街並みなどの全てを「景観」と捉えます。

さらに、「風景」を「人々の営みの姿や五感によって生じる感情を伴う眺め」とします。すなわち、目にする眺めを、その裏側にある歴史や伝統、雰囲気、自らの思いなどの視点も踏まえて捉えていくことです。

### 2. 熊谷の景観資源

景観を構成する一つひとつの要素を「景観資源」と言います。景観は、その背後にあるイメージ・雰囲気等も含めて理解されるため、地域の歴史・文化や生活との関わり方などが大きく影響を与えます。本市でも過去から現在まで、様々な景観資源が積み重なって、「地域の景観」が形成されてきたと言えます。

景観資源については、様々な捉え方をしますが、ここでは、大きく「自然系」「歴史系」「近・現代系」、そして「活動・生活系」の4つの分類から、代表的な「熊谷の景観資源」を捉えることとします。

#### 【自然系景観資源】

基本的な景観の骨格を形づくり、地域特性に多大な影響を与える景観資源を捉えます。

例：川・樹木・田・畑・動植物の生息地等

#### 【歴史系景観資源】

過去の社会・経済やまちづくりの状況等の歴史的な流れを伝えてくれる景観資源を捉えます。

例：古墳・遺跡・歴史的建造物・寺社等

#### 【近・現代系景観資源】

近・現代の産業、文化、生活を反映する土地利用、交通網、建築物等の景観資源を捉えます。

例：大規模建築物・橋・鉄道・道路・住宅・商店・デパート・工場等

#### 【活動・生活系景観資源】

常時あるものではないが、市民の生活や活動の中で生まれ、意識の中で育まれる景観資源を捉えます。

例：祭や行事、人の活動等



### 自然系景觀資源例



### 歷史系景觀資源例



### 近・現代系景觀資源例



### 活動・生活系景觀資源例



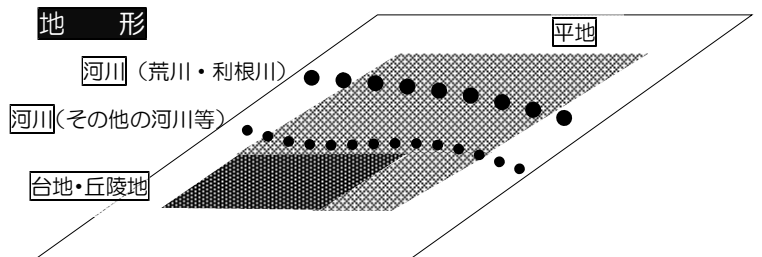
### 3. 熊谷の景観の構成

#### (1) 景観の構成による区分

前項(2. 熊谷の景観資源)で熊谷の景観資源を4つの分類から捉えましたが、これら個々の景観資源が相互に係わり合い、重なり合うことによって一つの景観を構成しています。こうしたことから、本市の景観の特徴や課題を検討するに当たっては、景観資源を個別に捉えるだけでなく、景観を大きく面的、線的、点的な視点等から捉えることが必要となります。ここでは、景観の構成を、大きく「地形」、「土地利用」、「活動軸・活動拠点」に区分し、熊谷の景観の特徴を捉え課題を抽出します。

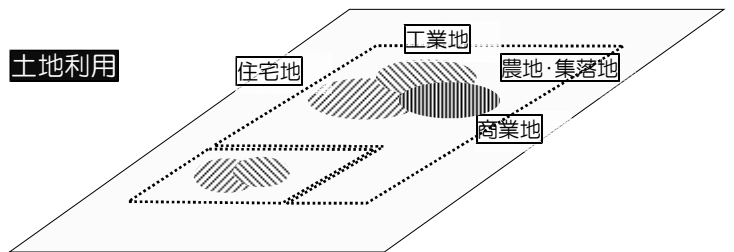
##### 【地形】

地形の特徴から『平地』、『台地・丘陵地』、『河川』に区分します。また、『河川』については、「荒川・利根川の大河川」と「その他の河川等」に区分します。



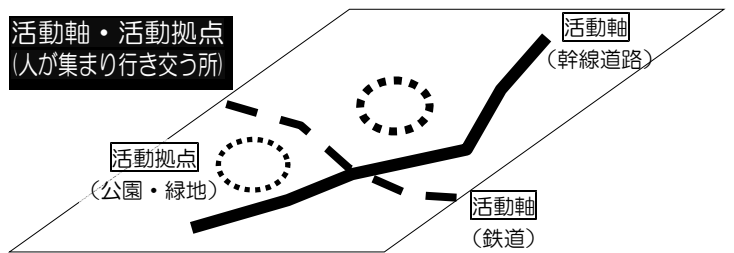
##### 【土地利用】

土地利用の特徴から『平地』、『台地・丘陵地』の地形区分を、「農地・集落地」、「住宅地」、「工業地」等に区分します。



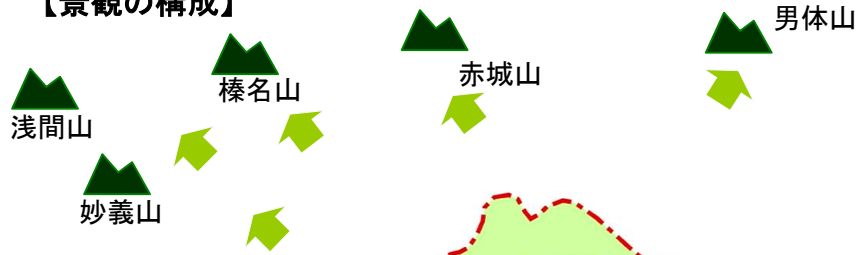
##### 【活動軸・活動拠点】

多くの人々が集まり、行き交う公共の空間という視点から、『活動軸・活動拠点』として「幹線道路」、「鉄道」、「大規模な公園・緑地」を位置付けます。

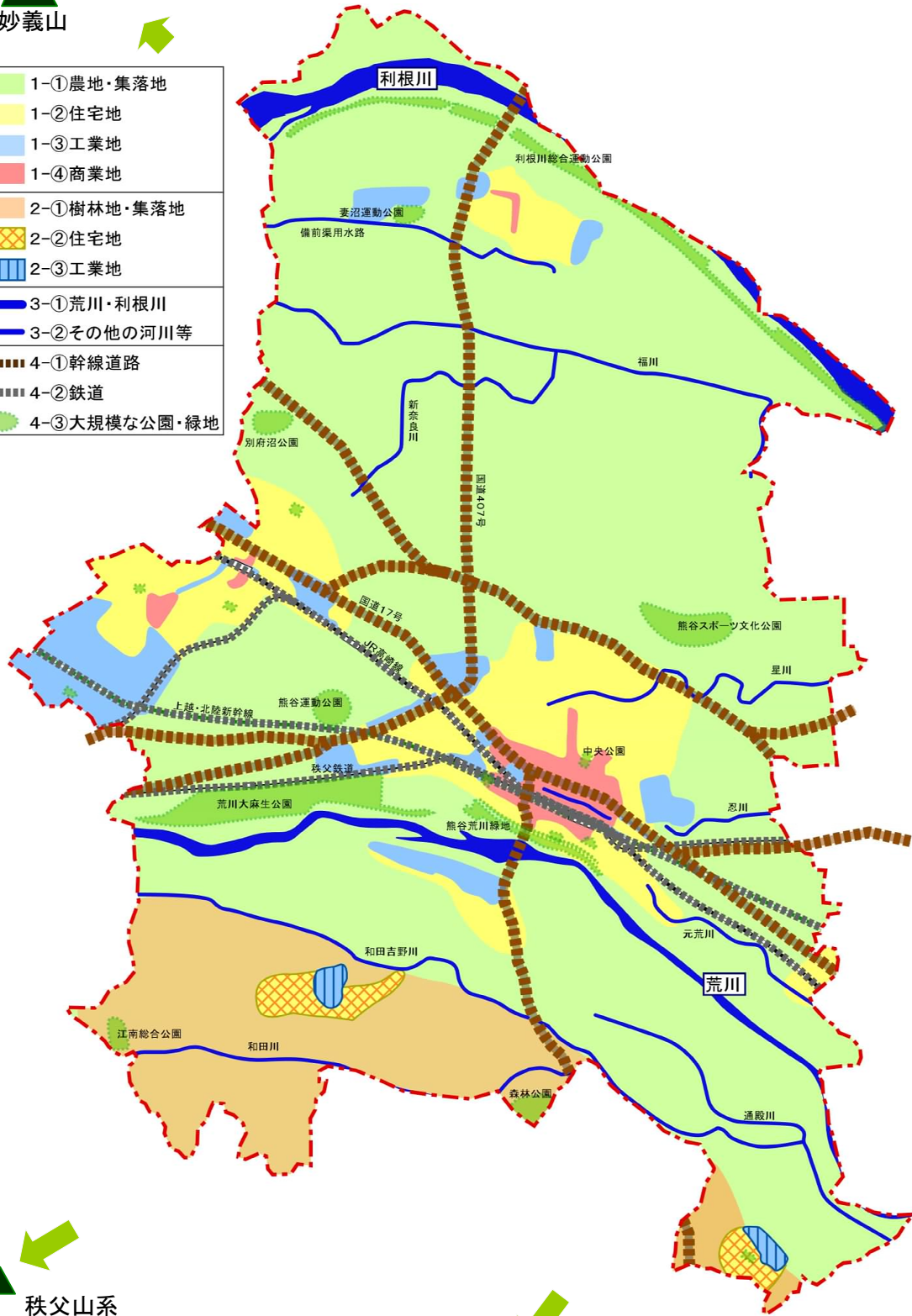


1	平地	(①農地・集落地 ②住宅地 ③工業地 ④商業地)
2	台地・丘陵地	(①樹林地・集落地 ②住宅地 ③工業地)
3	河川	(①荒川・利根川 ②その他の河川等)
4	活動軸・活動拠点	(①幹線道路 ②鉄道 ③大規模な公園・緑地)

【景観の構成】



1 平地	1-①農地・集落地 1-②住宅地 1-③工業地 1-④商業地
2 丘陵地・ 台地	2-①樹林地・集落地 2-②住宅地 2-③工業地
3 河川	3-①荒川・利根川 3-②その他の河川等
4 活動拠点・ 活動軸	4-①幹線道路 4-②鉄道 4-③大規模な公園・緑地



## (2) 景観の構成別の特徴・課題 (景観を形成する大きな構成別の特徴・課題を示します。)

### 1 平地

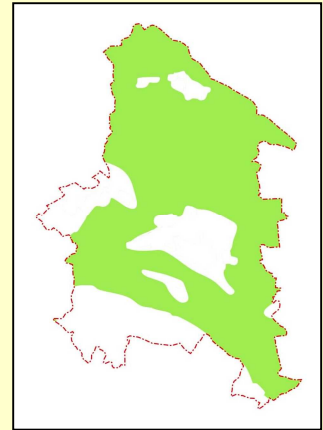
#### ① 農地・集落地

##### 《特徴》

- ・水田、麦畑、野菜畑等、多様な田園景観が広がる。
- ・寺社林・屋敷林が点在する。
- ・建築様式の変化により従来の田園景観が変わりつつある。
- ・建築物等の外壁は、暖かみがあり落ち着いた色が大部分であるが、一部、あざやかなものや四季により変化する緑の中で極端に目立つものも存在する。
- ・開発等による屋敷林の減少、農地の荒廃等が一部見られる。
- ・遊休農地の増加が見られる。
- ・遊休農地などへの廃棄物、土砂等の堆積が見られる。

##### 《課題》

- ・既存樹木や田園風景（緑地・農地・集落地などの一体的な眺めの維持・保全が求められる。
- ・建築物・工作物等の立地や廃棄物等の堆積等について、周辺の緑地・農地への調和や配慮が求められる。



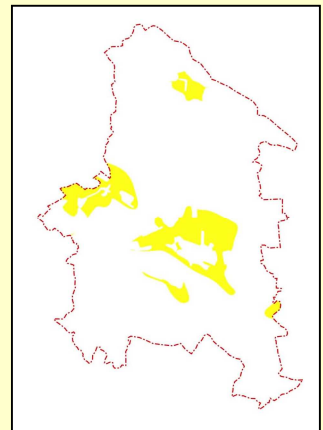
#### ② 住宅地

##### 《特徴》

- ・熊谷駅、籠原駅及び妻沼聖天山周辺を中心とした古くからの住宅地が存在する。
- ・古くからの住宅地周辺に新たな住宅地の広がりが見られる。
- ・建築物の多くが低層戸建住宅である。
- ・農地との連続性が一部見られる。
- ・熊谷駅及び籠原駅周辺並びに国道沿道を中心として中高層住宅の立地が見られる。
- ・住宅の外壁は、暖かみがあり落ち着いた色が大部分であるが、一部、あざやかな目立つものも存在する。
- ・狭小敷地の住宅が存在する。
- ・緑が少ない住宅地が存在する。

##### 《課題》

- ・建築等に際しては、既存の住宅の街並みと調和した色・配置・デザインとなるよう配慮が求められる。
- ・住宅地の環境対策と潤いの創出の点から、道路等の公共空間（国・県・市が有する道路・公園・河川等）からの緑の見え方にも配慮した敷地内緑化が求められる。



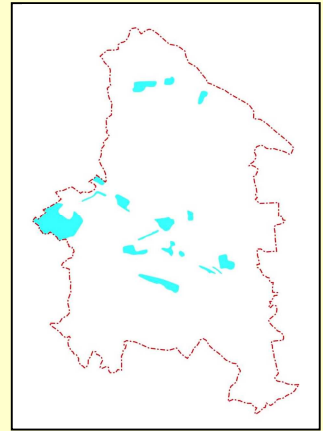
### ③ 工業地

#### 《特徴》

- 工業地が、市の中心部、西部、北部に点在する。
- 緩衝緑地が確保され、道路等の基盤施設が整い、大規模工場が立地する場所がある。
- 田園の中に立地し、施設や工作物が目立つものがある。
- 地区内に、遠方から視認性の高い鉄塔や煙突などの工作物が存在する場所がある。

#### 《課題》

- 道路等の公共空間からの緑の見え方など、景観への配慮が求められる。
- 建築等に際しては、隣接する住宅地や農地と調和したデザインや外観となるよう配慮が求められる。



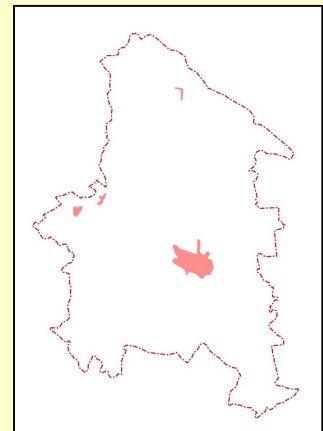
### ④ 商業地

#### 《特徴》

- 熊谷駅周辺や妻沼聖天山周辺では、歴史資源が集積しているとともに、中心市街地活性化の取組みが行われてきた。
- 外観整備、意匠を工夫した街路灯の設置など、景観に配慮した事業が実施された商店街がある。
- 夏の暑さ対策やバリアフリー化等により人にやさしい商業地づくりが進められている。
- 絵看板や案内板の設置、イベントの実施など、にぎわいづくりに取り組む商店街がある。
- 熊谷駅周辺については既存商業地と大型店舗が混在している。
- 空き店舗や駐車場などが増加している商店街がある。
- 熊谷駅周辺については夜間照明がにぎわいを演出する一方、景観を阻害している場所がある。

#### 《課題》

- にぎわいを感じる景観づくりが求められる。
- 道路等の公共空間からの見え方にも意識しながら、にぎわいのなかにも統一感が感じられる建築物の外観のデザイン等や夜間照明の方法等が求められる。
- 環境対策の観点から緑化の推進が求められる。

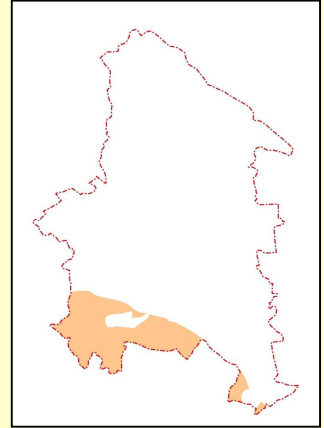


## 2 台地・丘陵地

### ① 樹林地・集落地

#### 《特徴》

- ・まとまって樹林が広がっている。
- ・緑地や寺社林、屋敷林が残っている。
- ・台地・丘陵地と平地との境目にある斜面地から市街地を眺望できる。
- ・台地・丘陵地と平地との境目に斜面林が連続している。
- ・市街地から眺めた時に、樹林が、遠方の山々と一体となった緑の眺望の対象となっている。
- ・斜面地に大規模な事業所が立地し、緑の連続性が失われている場所がある。
- ・建築物が斜面緑地の眺望の阻害要因になっている場所がある。
- ・斜面地の開発等により建設された擁壁が、周囲の景観と調和していない場所がある。
- ・斜面地で土砂の採取等により、山肌が露出して緑の連続性が失われている場所がある。
- ・建築物等の外壁は、暖かみがあり落ち着いた色が大部分であるが、一部、あざやかなものや四季により変化する緑の中で極端に目立つものも存在する。



#### 《課題》

- ・樹林や豊かな自然の保全が求められる。
- ・土石の採取や開発等の行為後、緑の復元や緑化による緑の連続性の確保が求められる。
- ・建築物・工作物等の立地や廃棄物等の堆積等について、周辺の樹林や緑地、農地への調和や配慮が求められる。

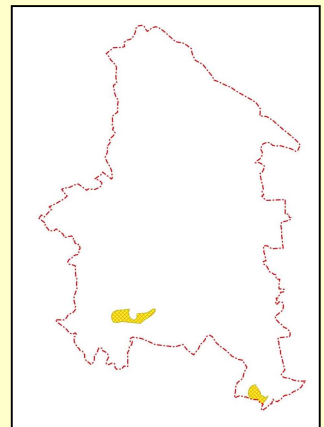
### ② 住宅地

#### 《特徴》

- ・緑が豊かな古くからの住宅が見られる。
- ・新たな開発等では、生垣や敷地内緑化を進んで行う事例が見られる。
- ・敷地の細分化による緑の減少も見られる。
- ・住宅の外壁は、暖かみがあり落ち着いた色が大部分であるが、一部、あざやかな目立つものも存在する。
- ・斜面地の開発等により建設された擁壁が、周囲の景観と調和していない場所がある。

#### 《課題》

- ・既存の緑の保全とともに、植栽による新たな緑の創出や開発後の緑の復元が求められる。
- ・道路等の公共空間からの緑の見え方など、景観への配慮が求められる。
- ・建築等に際しては、周辺の緑や既存の住宅の街並みと調和した色・配置・デザインとなるよう配慮が求められる。



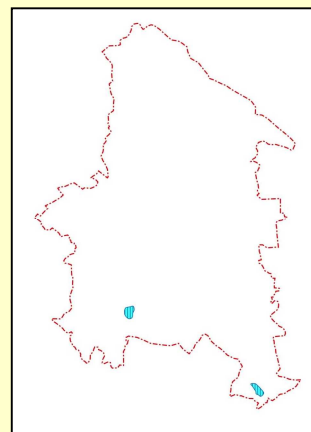
### ③ 工業地

#### 《特徴》

- 住宅地や樹林地・集落地と隣接している事業所が見られる。
- 既存の樹林を活かしている事業所が見られる。
- 樹林がまとまって広がっている場所がある。

#### 《課題》

- 既存の緑の保全とともに、植栽による新たな緑の創出や開発後の緑の復元が求められる。
- 道路等の公共空間からの緑の見え方など、景観への配慮が求められる。
- 建築等の際には、隣接する住宅地や農地と調和した色・配置・デザインとなるよう配慮が求められる。



## 3 河川

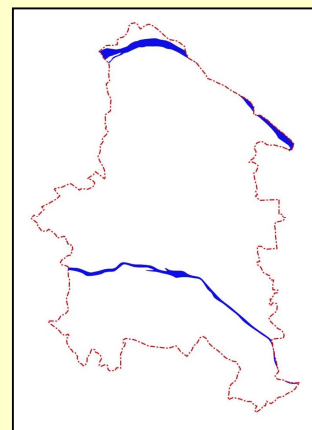
### ① 荒川・利根川

#### 《特徴》

- 雄大な流れを眺望できる。
- 遠方の山々や丘陵地を眺望できる。
- 広大な緑地空間が広がる。
- 魚・鳥・植物など多様な生物が存在する。
- 古くは水運の要衝であった。
- 市民の憩いの場となっている。
- 各種スポーツ・レクリエーションの活動の場である。
- 熊谷桜堤の熊谷さくら祭や熊谷花火大会が開催される。
- 利根川で渡船が運航されている。
- 利根川河川敷で妻沼カップや全日本学生グライダー競技選手権大会が開催されている。

#### 《課題》

- 河川がもつ広がりをもった眺めの保全が求められる。
- 河川敷の多様な空間利用や、親水性の向上が求められる。



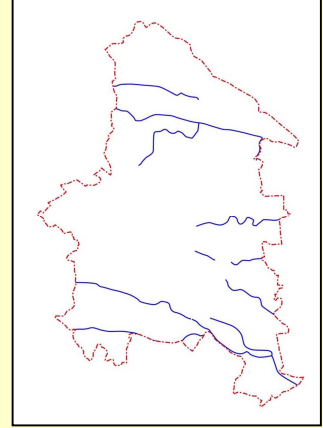
## ② その他の河川等

### 《特徴》

- 多くの中小河川や水路が流れる。
- 大小さまざまな池沼が点在する。
- 市民の憩いの空間となっている。
- 元荒川に日本で唯一のムサシトミヨが生息する。
- 元荒川や星川等で、水質の改善、動植物の保護等の取り組みが行われている。
- 地区のシンボルとなる別府沼や大沼、水害の名残である切れ所沼など親水公園として整備されている。
- 四季の変化を感じ、安らぎを与える空間となっている。

### 《課題》

- 親水性の向上が求められる。
- 沿川の建築物については、川を意識した建て方や外観、土地の使い方に配慮が求められる。



## 4 活動軸・活動地点

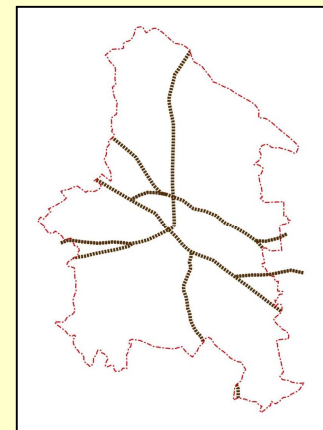
### ① 幹線道路

### 《特徴》

- 交通量の多くを通過交通が占めている。
- 都市部や農村部等、さまざまな景観特性を持った場所を通過する。
- 国道17号を始めとした幹線道路では、電線地中化や街路樹の整備など、道路景観の整備が一部進んでいる区間がある。
- 沿道型商業店舗・サービス施設の立地増加による、屋外広告物の増加や大型化、色彩の多様化が見られる。
- 国道17号の一部区間がうちわ祭等の会場として利用されている。

### 《課題》

- 市内外の多くの人々が通過することから、熊谷の景観を印象づける沿道景観の誘導、形成が求められる。
- 都市部や農村部を通過することから、地区特性に応じた沿道景観の誘導、形成が求められる。
- すべての人々が安心安全に楽しく歩ける空間づくりを含めた道路景観形成が求められる。また、本市の都市部では、夏の暑さ対策の観点から連続した緑陰の創出が特に求められる。
- 幹線道路と沿道の街並みとが一体となった景観形成を推進することが求められる。

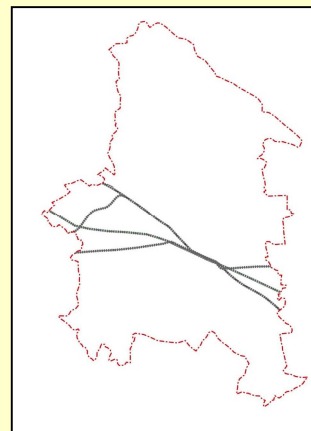




## ② 鉄道

### 《特徴》

- JR 上越・北陸（長野）新幹線、JR 高崎線、秩父鉄道本線が走り、多くの駅を有している。
- JR 熊谷駅や JR 籠原駅は都心部への通勤・通学等多くの乗降客を抱えている。
- 多くの通勤・通学客が車窓から鉄道沿線を眺望している
- 高架を走る新幹線の車窓や JR 熊谷駅新幹線ホームからは市内の広範囲が眺望できる。
- 秩父鉄道本線には、蒸気機関車や旧型の鉄道車両が走り、観光客等多くの人々を集めている。
- 秩父鉄道沿線では、花植え等の取組みが一部見られる。



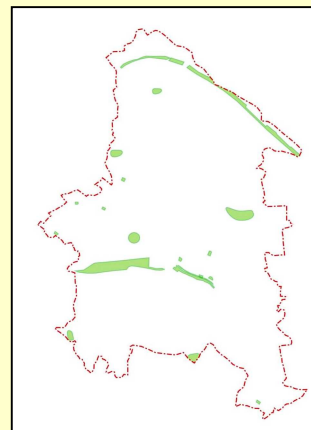
### 《課題》

- 車窓からの眺めが本市の印象を左右するため、沿線の建築物・工作物等については、車窓からの眺めを配慮することが求められる。
- 高架構造物は、周辺の街並みと調和するよう工夫が求められる。

## ③ 大規模な公園・緑地

### 《特徴》

- 熊谷スポーツ文化公園は、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として市内外から多くの人々を集めている。
- 全国大会の開催により日本各地からの利用者があり、本市を知ってもらうきっかけとなっている。
- 多くの公園があり、市民に潤いとやすらぎを与える空間になっている。
- 大規模な公園は、緑の拠点であるとともに、眺望を楽しむ場となっている。
- 池沼を有するもの、河川に隣接するものもあり、水と緑のネットワークの形成に寄与している。



### 《課題》

- 市内外から多くの人々が集まることから、熊谷の景観を印象づける場とすることが求められる。
- 周辺の建築物・工作物等についてもデザイン等、景観への配慮が求められる。

# 3章 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第3項関係)

本市の景観資源、景観の構成を踏まえ、良好な景観の形成に関する方針を定めます。

## 1. 熊谷市の良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成を進めて行くためには、市民・事業者・行政等が共通した理念を持ち、目標（将来像）の実現に向けて景観形成に取り組んでいかなければなりません。

こうしたことから、本市における景観形成の理念及び目標を、それぞれ以下のとおり定めます。また、景観形成の各種取組みを行う際に配慮すべき事項を基本方針として定めます。

### (1) 景観形成の理念

#### 環境

熊谷市が取り組んでいる緑化・環境対策へ景観施策からも寄与し、環境共生都市を目指して、緑あふれる熊谷の景観形成を進めます。

#### 個性

身近にある多様な景観や各地域の魅力ある景観資源の価値を再認識し、資源それぞれの保全を行うとともに、各資源の調和した一体的な魅力やにぎわい、風格など多様な個性ある熊谷の景観を創造します。

#### 協働

熊谷に暮らす一人ひとりが、熊谷に対する誇りや愛着を持ち、誰もが住みつけたいと感じる景観像を市民・事業者・行政等の協働により構築します。

### (2) 景観形成の目標（将来像）

本市の特徴となっている豊かな資源を保全・活用し、後世に継承するとともに、更に総合的・体系的な取組みを通して、誇りや意識を共有できる景観形成を進めて行かなければなりません。

そこで、本市における景観形成の目標（将来像）を以下のとおり定め、その実現に向けて市民・事業者・行政等が協働して景観形成を進めます。



豊かな自然と歴史を感じ 市民が誇りを持てる風景を <sup>はぐく</sup>育む

### (3) 景観形成の基本方針

#### 歴史と伝統を活かした景観形成

関東武士の流れをくむ寺社等をはじめ、貴重な歴史的遺産、うちわ祭などの伝統行事などが多く存在することから、それらの歴史や伝統、文化の積み重ねを感じられる景観の維持保全・活用を図ります。



#### にぎわいを創出する景観形成

各地域にある多彩な景観資源を活用した景観施策を進めることで、熊谷のにぎわいを感じられる魅力ある景観をつくりあげ、交流人口の増加につなげます。



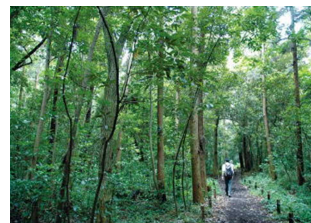
#### 人にやさしい景観形成

すべての人にやさしく、誰もが安らぎを共有し安心安全で住みよいと感じられる景観形成を図ります。



#### 緑豊かな景観形成

市が緑化・環境対策に取り組んでいることから、今ある緑を守り、あらゆる場で緑を育て、市内を緑でつなぐことにより、どこにいても豊かな緑の潤いを感じられる景観の創出を図ります。



#### 水辺と地形を活かした景観形成

荒川・利根川を代表とし、多数の河川や水路・池沼があることから、その豊かな水辺に親しめる景観の保全・創出を図ります。また、市域の南部に広がるなだらかな起伏ある台地・丘陵地や市域の大部分を占める平坦な市街地、広がりのある田園など、これら特徴的な地形の特性を活かした景観形成を図ります。

併せて、河川からの遠方の山並みや、田園風景などとの一体的な眺めについても、保全と活用を図ります。



# 4章 良好な景観の形成のための行為の制限

(景観法第8条第2項第2号関係)

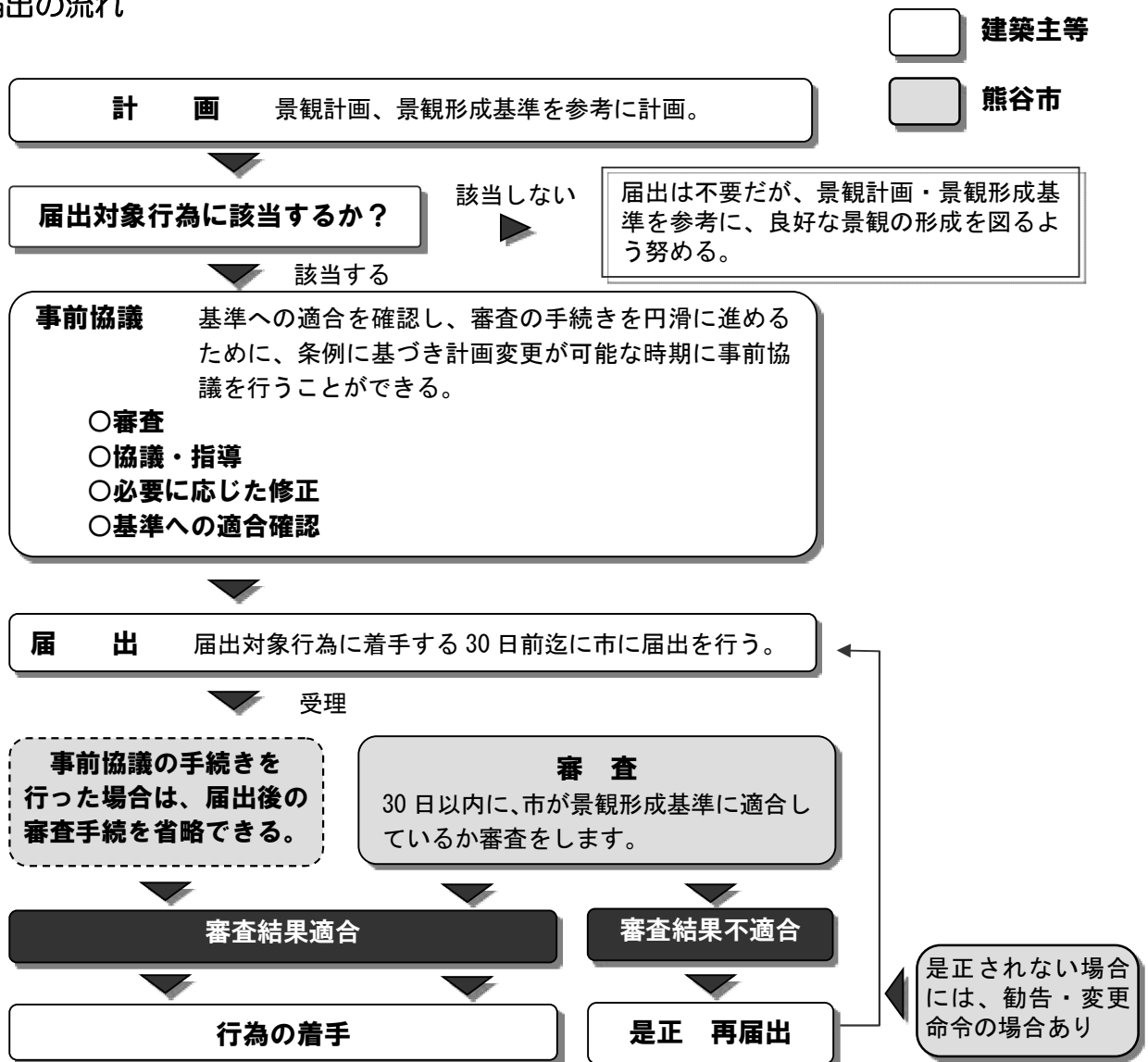
## 1. 行為の制限に関する事項とは

景観法では、Ⅲ章に示した良好な景観の形成に関する方針の実現のために、景観計画に「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」(以下、「行為の制限に関する事項」という。)を定め、これに基づき良好な景観形成の推進を図ることとしています。

本市では、景観形成に大きな影響を与える恐れのある行為(以下、「届出対象行為」という。)と、その行為を行う際に守るべき制限事項(以下、「景観形成基準」という。)を「行為の制限に関する事項」として定めます。市内で届出対象行為を行う際は、その行為に着手する30日前までに市に届出を行い、その行為が景観形成基準に適合しているか審査します。

※本章については、平成22年1月1日から適用となります。

### ■届出の流れ



## 2. 届出対象行為と地区の区分

### (1) 届出対象行為

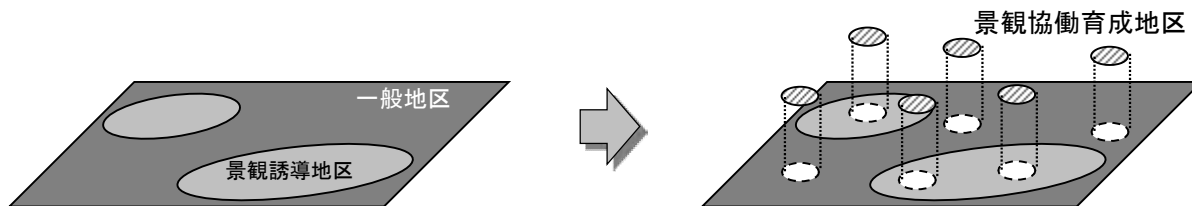
本市では、以下の6つの行為について届出対象行為とします。

- ①建築物の建築等 … (建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。)
- ②工作物の建設等 … (工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。)
- ③開発行為 …………… (都市計画法第4条第12項に基づく)
- ④土石の採取
- ⑤木竹の伐採
- ⑥屋外における物件の堆積 … (屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積をいう。)

### (2) 地区の区分

本市では、6つの届出対象行為の規模に応じて、景観計画区域を以下の3つの地区に区分します。なお、規模とは届出が必要となる届出対象行為の高さや、面積等です。

	一般地区	景観誘導地区	景観協働育成地区
対象範囲	市全域から、右の2地区の範囲を除いた区域	・熊谷中心市街地にぎわい景観誘導地区 ・妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区 (地区内に景観協働育成地区が指定された場合は、その範囲を除く)	現時点ではなし。今後地区の合意により随時指定をする
概要	景観計画区域(市全域)から、右の地区を除いた地区	届出による景観誘導のモデルとして取組む地区	地区特性に応じて地区の合意で定める地区
届出対象行為	特に景観に影響を及ぼす恐れのある規模の大きいもの	一般地区よりも規模の小さいもの	地区特性に応じ設定 (ただし、既存の地区の規定を緩和しない)
景観形成基準	4章3.届出対象行為ごとの規模と景観形成基準に示す内容	一般地区と同様	地区特性に応じ設定



## 1. 一般地区

「一般地区」とは、景観計画区域（市全域）から、後述する「景観誘導地区」と「景観協働育成地区」を除いた地区です。

「一般地区」では、特に景観に影響を及ぼす恐れのある規模の大きいものを中心に「届出対象行為」とします。

## 2. 景観誘導地区

「景観誘導地区」は、先導的に景観形成に取り組む地区として、「一般地区」よりも規模の小さいもの（中層建築物やアパート等が想定されます。）から届出対象行為とし景観への影響を抑制し良好な景観の形成を誘導する地区です。下記の理由から2地区を選定することとします。

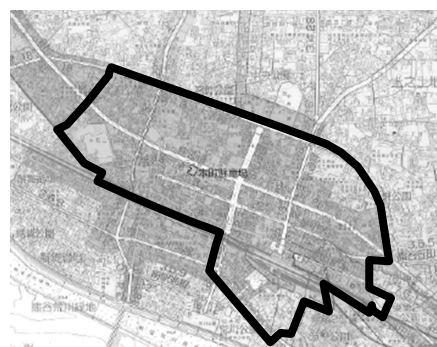
### ① 熊谷中心市街地にぎわい景観誘導地区

#### i エリア

熊谷駅周辺を含む商業・業務地の区域 約123ha

#### ii 選定理由

- ・本市の中心的な商業・業務地であるとともに、総合振興計画等に中心市街地活性化が位置付けられており、今後、活性化に伴う新たな建築物等の建設が見込まれ、街並みの変化が予想される。
- ・星川通線シンボルロード整備事業等、景観形成の実績がある。
- ・熊谷駅は、各種交通機関の結節点として来訪者の玄関口となっている。また、市民アンケートの結果やワークショップでも多くの意見が出され、市民の注目度が高い場所である。



※景観アンケートの結果、16歳以上の市民・中学生・在勤者、いずれの層においても、「好き・残したい景観」（理由：にぎわいや華やかさを感じる・並木や星川など街なかで潤いを感じる・祭や行事などの思い出がある 等）、「改善すれば良くなる景観」（理由：けばけばしい・雑然としている・汚く感じる・風情が無い・緑が少ない 等）の上位に挙げられた。

- ・届出対象行為の規模を一般地区よりも小さいものへ広げるにより景観への影響を抑制し、市民・事業者・行政等の協働による取組みを通して、本市の中心市街地として既存の景観資源の活用や新たな景観資源の創出によりにぎわいが感じられる景観形成を図ることが期待される地区である。

## ② 妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区

### i エリア

妻沼聖天山を中心とした周辺の区域 約 60ha

### ii 選定理由

- ・妻沼聖天山の大規模改修工事の完成により、多くの集客が見込まれ、それに伴う地域まちづくり等による、街並みの変化が予想される。
- ・妻沼聖天山の寺社林等シンボルとなる潤いある空間があり、ボランティアによる取組み等、景観形成の実績がある。
- ・「聖天様」の愛称で親しまれているとともに、市民アンケートやワークショップでも多くの意見が出され、市民の注目度が高い場所である。



※景観アンケートの結果、16歳以上の市民・中学生・在勤者、いずれの層においても、「好き・残したい景観」（理由：歴史を感じる・緑が多く潤いを感じる・祭や花見などの思い出がある 等）の上位に挙げられ、また中学生からは「改善すれば良くなる景観」（理由：周辺が寂れている・ゴミが目立つ事がある・特徴が感じられない 等）においても上位に挙げられていた。

- ・届出対象行為の規模を一般地区よりも小さいものへ広げることにより、市民・事業者・行政等の協働による取組みを通して、妻沼聖天山を中心とする歴史的景観資源を活かした景観形成を図ることが期待される地区である。

### 3. 景観協働育成地区

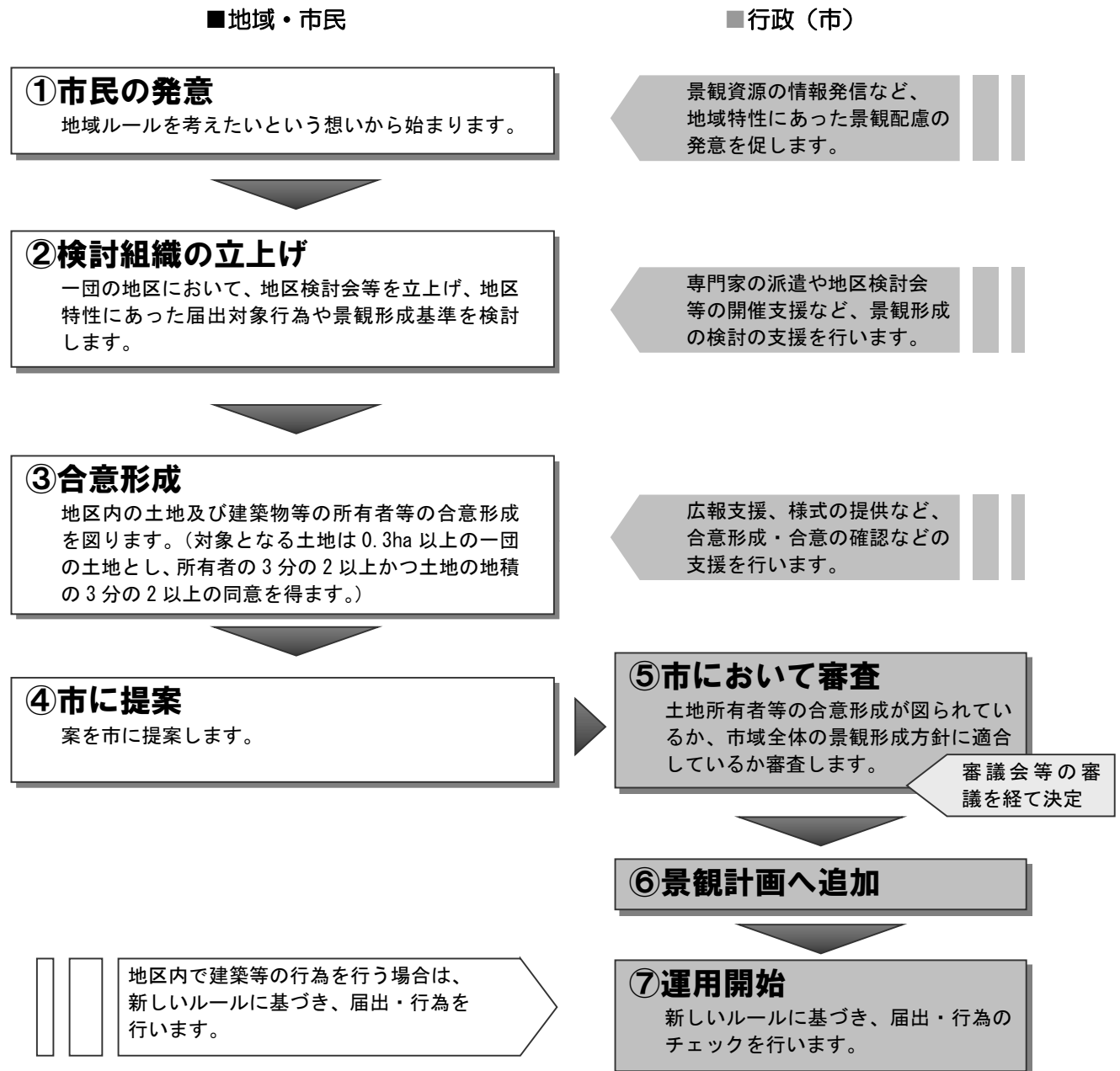
「景観協働育成地区」とは、地域住民提案に基づき、「届出対象行為」や「景観形成基準」を、既存の一般地区・景観誘導地区から地区特性に合わせたものに変更する地区です。

景観形成は、行政の誘導だけで進められるものではなく、本市に暮らす市民一人ひとり及び事業者の協力が不可欠であり、特にルールづくりにあたっては、市民の発意、自らの取組みが重要となります。そのため、熊谷市景観計画では、そういった市民の意見を反映させる仕組みとして、この「景観協働育成地区」を設けることとしました。

「景観協働育成地区」の届出対象行為や景観形成基準については、一般地区・景観誘導地区のものと同様に、熊谷市で届出を受け、基準への適合性を判断していきます。

景観形成基準は、私権の制限になるため、提案にあたっては一定の要件や手続きを設けます。

#### 【提案にあたっての流れ】





### 3. 届出対象行為ごとの規模と景観形成基準

6つの行為について、届出対象行為ごとの規模と景観形成基準を定めます。届出対象行為とならない規模のものについても、景観形成基準に適合するよう努めるものとします。

#### (1) 建築物の建築等

##### ・届出対象行為

	規 模	
	一般地区	景観誘導地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転	・ 高さが15mを超えるもの ・ 建築面積が1,000㎡を超えるもの	・ 高さが10mを超えるもの ・ 建築面積が500㎡を超えるもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・ 上記規模の建築物の外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて行うもの	・ 上記規模の建築物の外観のうち各立面の面積の4分の1を超えて行うもの
適 用 除 外	※増築、改築又は移転後の高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもののうち、増加する建築面積が10㎡以下のものは除く	※増築、改築又は移転後の高さが10mを超え、又は建築面積が500㎡を超えるもののうち、増加する建築面積が10㎡以下のものは除く

##### ・景観形成基準

—：数値による基準があるもの

項 目	景観形成基準
大きさや建て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の軒高、屋根等は、周辺の景観との高さの連続性に配慮すること。</li> <li>・ 長大な壁面や単調な壁面を避けること。</li> <li>・ 道路等の公共空間(国・県・市が有する道路・公園・河川等)における視点場(ある対象を眺める地点)からの山の稜線等の優れた眺望に配慮すること。</li> </ul>
壁面の見せ方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街並みの連続性や道路等の公共空間との一体性に配慮するとともに、道路に面する部分の壁面は周辺の壁面と位置を揃えるよう努めること。</li> <li>・ 商店街等においては、店舗等の1階部分のうち、通りに面する部分の壁面は、ショーウィンドウ又は透視可能なシャッター等を用いる等、通りのにぎわいの演出を図ること。</li> </ul>
素材形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁等の外観を構成する素材・形態は、周辺の街並みや建築物と調和するとともに、経年変化に配慮すること。</li> <li>・ 建物全体としてデザインの調和を図ること。</li> <li>・ 丘陵地の緑や農地、歴史的資源等の景観資源が周辺に存在する場合、その存在に配慮したデザインとすること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁等の外観を構成するものは、原色に近い色を避けるとともに、周辺の景観と調和させること。</li> <li>・ 屋根の基調となる色は、外壁の色と調和するとともに、外壁の色より色調(彩度・明度)を下げること。</li> <li>・ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、色彩相互の調和、使用する量について配慮すること。</li> <li>・ 外観の各立面につき、3分の1(景観誘導地区では4分の1)を超える面積で色彩の制限基準(表1)に該当する色を使用しないこと。ただし、着色していない土や石、木、レンガ等の自然素材で仕上げる外観に関しては色彩基準を適用しない。</li> </ul>

— : 数値による基準があるもの

項目	景観形成基準
付属設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付属設備等は、道路等の公共空間から可能な限り見えないよう設置場所に配慮すること。</li> <li>・やむを得ず露見する場合は、建築物本体と調和した外形及び色彩とするなど、建築物から突出感の無いようにすること。</li> <li>・付属設備等を屋上に設置する場合は、ルーバー等または周囲の壁面を立上げること等により目隠しするとともに、目隠しに用いるものは建築物本体と調和する形態及び色彩とすること。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存樹木を含め、敷地内の緑化面積を緑化目標基準(表2)以上とすること。</li> <li>・可能な限り、既存樹木の保全を図るとともに、植栽にあたっては、道路境界側に配置すること。</li> </ul>
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観に影響を与えないようにすること。また、光量や光源の向き等に配慮すること。</li> </ul>

【表1 色彩の制限基準】

※日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性によるマンセル値

	色相	明度	彩度
市街化区域	R (赤)	—	4 を超える
	YR (黄赤)・Y (黄)	—	6 を超える
	GY (黄緑)	—	4 を超える
	その他の色	—	2 を超える
市街化調整区域	R (赤)	8 を超える又は 3 未満	4 を超える
	YR (黄赤)・Y (黄)	8 を超える又は 3 未満	6 を超える
	GY (黄緑)	8 を超える又は 3 未満	4 を超える
	その他の色 (無彩色を除く)	8 を超える又は 3 未満	2 を超える
	N (無彩色)	9 を超える又は 3 未満	

【表2 緑化目標基準 (建築物の建築等)】

行為を行う区域	緑化目標基準の計算式		緑化目標基準
市街化区域	(1-法定建ぺい率) × 0.2	法定建ぺい率 50% の場合	⇒ 敷地面積の 10%
		法定建ぺい率 60% の場合	⇒ 敷地面積の 8%
		法定建ぺい率 80% の場合	⇒ 敷地面積の 4%
市街化調整区域	市街化区域の最も高い基準値を用いる		⇒ 敷地面積の 10%

※ただし、下記のいずれかに該当する区域については、この基準を適用しないものとする。

- ・工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の敷地の区域
- ・埼玉県が定める「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」第26条及び第26条の2に規定する緑化事業者が建築物の建築等を行う敷地の区域

## 【参考：色彩の表記方法】

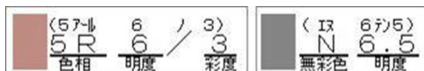
- 色彩基準では、色彩を客観的に示す方法として、日本工業規格(JIS)にも採用されている『マンセル表色系』を採用します。
- マンセル表色系とは、色を色相・明度・彩度の3つの属性によって体系的に示したものです。

**色相**：色合い＝R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)の基本10色相。

**明度**：明るさ＝1.0から9.5の数値で表し、数値が大きいほど明るい色を示します。

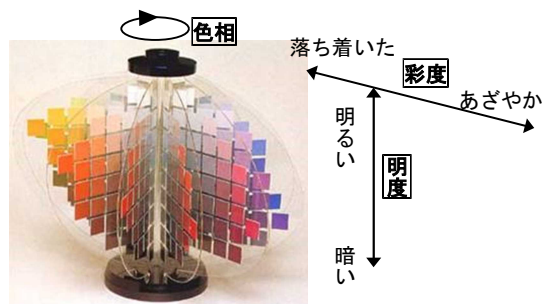
**彩度**：あざやかさ＝数値が大きくなるほどあざやかな色を示します。色相によって、最高彩度は異なります。

## ■マンセル値による色の表記方法 例



## ■マンセル色立体

※色相、明度、彩度の関係を立体的に表したもの



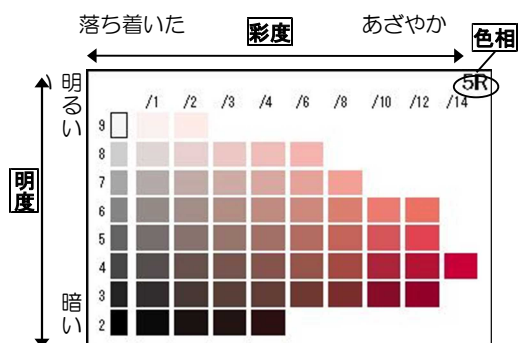
## ■色相環

※色相の関係を表した図（色立体を上からみた形）



## ■等色相面

※同じ色相の色の明度と彩度の関係を表した図



## (2) 工作物の建設等

### ・届出対象行為

	規 模	
	一般地区	景観誘導地区
工作物の新設、増築、改築若しくは移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁以外の工作物で高さが15mを超えるもの</li> <li>・擁壁で次のもの</li> <li>1) 高さが2mを超えるもの</li> <li>2) 高さが1mを超え2m以下のもので道路等の公共空間に面する部分の長さが30mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁以外の工作物で高さが10mを超えるもの</li> <li>・擁壁で次のもの</li> <li>1) 高さが2mを超えるもの</li> <li>2) 高さが1mを超え2m以下のもので道路等の公共空間に面する部分の長さが20mを超えるもの</li> </ul>
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記規模の工作物の外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて行うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記規模の工作物の外観のうち各立面の面積の4分の1を超えて行うもの</li> </ul>

### ・景観形成基準

— : 数値による基準があるもの

項 目	景観形成基準
大きさや建て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の高さは、周辺の景観との高さの連続性に配慮すること。</li> <li>・長大な壁面や単調な壁面を避けること。</li> <li>・道路等の公共空間における視点場(ある対象を眺める地点)からの山の稜線等の優れた眺望に配慮すること。</li> </ul>
素形 材態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観を構成する素材・形態は、周辺の街並みや建築物と調和するとともに、経年変化に配慮すること。</li> <li>・工作物全体としてデザインの調和を図ること。</li> <li>・丘陵地の緑や農地、歴史的資源等の景観資源が周辺に存在する場合、その存在に配慮したデザインとすること。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観を構成するものは、原色に近い色を避けるとともに、周辺の景観と調和させること。</li> <li>・多色使い又はアクセント色の使用に際しては、色彩相互の調和、使用する量について配慮すること。</li> <li>・<u>外観の各立面につき、3分の1(景観誘導地区では4分の1)を超える面積で色彩の制限基準(表1)に該当する色を使用しないこと。ただし、着色していない土や石、木、レンガ等の自然素材で仕上げる外観に関しては色彩基準を適用しない。</u></li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、既存樹木の保全を図るとともに、植栽にあたっては、道路境界側に配置すること。</li> </ul>

【表 1 色彩の制限基準（再掲）】

※日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性によるマンセル値

	色 相	明 度	彩 度
市 街 化 区 域	R (赤)	—	4 を超える
	Y R (黄赤) ・ Y (黄)	—	6 を超える
	G Y (黄緑)	—	4 を超える
	その他の色	—	2 を超える
市街化調整区域	R (赤)	8 を超える又は 3 未満	4 を超える
	Y R (黄赤) ・ Y (黄)	8 を超える又は 3 未満	6 を超える
	G Y (黄緑)	8 を超える又は 3 未満	4 を超える
	その他の色 (無彩色を除く)	8 を超える又は 3 未満	2 を超える
	N (無彩色)	9 を超える又は 3 未満	

### (3) 開発行為

#### ・届出対象行為

一般地区、景観誘導地区とも規模共通
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定建築物等の敷地の面積（複数の敷地を含む行為においてはそれぞれの敷地の面積）が 500 m<sup>2</sup>以上の開発行為</li> <li>・ 用途が一戸建ての住宅以外であるもの</li> </ul>

#### ・景観形成基準

項 目	景観形成基準
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り、既存樹木の保全を図ること。</li> <li>・ 植栽にあたっては可能な限り、道路境界側に配置すること。</li> <li>・ 斜面地の開発では大規模な法(のり)面、擁壁を生じないようにすること。</li> <li>・ 法(のり)面が生じた場合は、法面の部分もしくは法面の上下部分を植栽し、斜面地の緑の連続性が形成されるよう工夫すること。</li> </ul>

## (4) 土石の採取

### ・届出対象行為

一般地区、景観誘導地区とも規模共通
・土石の採取に係る区域内に2mを超える高低差があり、かつ当該土石の採取の面積が200㎡を超えるもの

### ・景観形成基準

項目	景観形成基準
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採掘・採取が終了したところから周辺の環境や周辺の植生に応じた植栽等を行い、速やかに緑が復元するようにすること。</li> <li>・可能な限り、既存樹木の保全を図ること。</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大な法(のり)面を生じさせないように努めること。</li> <li>・法(のり)面については、現状復旧に努めること。</li> <li>・地形の改変を可能な限り抑えること。</li> </ul>

## (5) 木竹の伐採

### ・届出対象行為

一般地区、誘導地区とも規模共通
・土地登記簿の地目が山林で、かつ現況が山林であるものにおいて、一体としての伐採面積が1,000㎡を超えるもの

### ・景観形成基準

項目	景観形成基準
伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採は必要最低限に抑えること。</li> <li>・可能な限り道路沿いその他の公共空間に隣接する部分の既存樹木の保全や移植に努めること。</li> <li>・やむを得ず伐採した場合は、可能な限り周辺の植生や四季の移り変り等に配慮した緑化を行う等、緑の連続性を保つよう配慮すること。</li> </ul>

## (6) 屋外における物件の堆積

### ・届出対象行為

一般地区、景観誘導地区とも規模共通	
屋外において行う土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源、その他市長が定める物件の堆積	・当該物件の堆積に係る土地の面積が500㎡を超え、かつ、堆積物の高さが1.5mを超えるもの
適用除外	※埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第2条第4号に規定する土砂のたい積を除く ※熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第2条第2号に規定する土砂等のたい積を除く ※都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内において行う土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積を除く

### ・景観形成基準

—：数値による基準があるもの

項目	景観形成基準
堆積物の高さ	・堆積の高さは周辺の景観と調和するよう、可能な限り低く抑えるとともに、整然と堆積するよう配慮すること。 ・堆積の高さは3mを超えないこと。
遮蔽物の形態	・堆積物周辺への植栽、塀・囲いの設置等により、周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮すること。 ・塀や囲い等の遮蔽物の高さは、3mを超えないよう配慮すること。(ただし樹木の場合を除く。)
遮蔽物の色彩	・塀や囲い等の遮蔽物を設ける場合の色彩は、原色に近い色は避けるとともに周辺の景観との調和に配慮すること。 ・外観の各立面につき、3分の1(誘導地区では4分の1)を超える面積で色彩の制限基準(表1)に該当する色を使用しないこと。ただし、着色していない土や石、木、レンガ等の自然素材で仕上げる外観に関しては色彩基準を適用しない。

【表1 色彩の制限基準(再掲)】

※日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性によるマンセル値

	色相	明度	彩度
市街化区域	R(赤)	—	4を超える
	YR(黄赤)・Y(黄)	—	6を超える
	GY(黄緑)	—	4を超える
	その他の色	—	2を超える
市街化調整区域	R(赤)	8を超える又は3未満	4を超える
	YR(黄赤)・Y(黄)	8を超える又は3未満	6を超える
	GY(黄緑)	8を超える又は3未満	4を超える
	その他の色(無彩色を除く)	8を超える又は3未満	2を超える
	N(無彩色)	9を超える又は3未満	

# 5 章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(景観法第 8 条第 2 項第 3 号関係)

## 1. 景観重要建造物の指定の方針

本市の景観形成において重要な資源であるとともに、特に保全・活用が必要な建造物または建造物と一体となっている空間について、景観重要建造物として指定します。

### ◆ 景観重要建造物の指定の基準

指定にあたっては、次の条件を満たすこととします。

- ① 道路等の公共空間から容易に見ることができること
- ② 所有者及び管理者の合意が得られたもの
- ③ 以下のいずれかの観点から熊谷の景観を特徴づけるものであることが認められるもの
  - ・ 熊谷市景観計画に示す方針のモデルとなる公共公益施設や民間の建造物
  - ・ 建造物の外観が歴史的な様式を継承しているものや、文化的に重要な役割を担うもの
  - ・ 市民等から景観形成上重要なものであると指定の要請がなされたもの

### ◆ 景観重要建造物の指定の手続き

指定の際には、景観審議会等の意見を聞くこととします。

また、所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用等に係る事項を定めることとします。

## 2. 景観重要樹木の指定の方針

本市の景観形成において重要な資源であるとともに、特に保全・活用が必要な樹木または樹林について、景観重要樹木として指定します。

### ◆ 景観重要樹木の指定の基準

指定にあたっては、次の条件を満たすこととします。

- ① 道路等の公共空間から容易に見ることができること
- ② 所有者及び管理者の合意が得られたもの
- ③ 以下のいずれかの観点から熊谷の景観を特徴づけるものであることが認められるもの
  - ・ 地域の目印・シンボルとなっているもの
  - ・ 樹容が景観上の特徴を有するもの
  - ・ 市民等から景観形成上重要なものであると指定の要請がなされたもの

### ◆ 景観重要樹木の指定の手続き

指定の際には、景観審議会等の意見を聞くこととします。

また、所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用等に係る事項を定めることとします。



## 6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物は、市内の様々な場所に掲出されており、身近な情報源として大きな役割を果たすとともに、まちににぎわいや活力をもたらしています。その一方で、無秩序に掲出されると、街並みや自然景観の大きな阻害要因となる場合もあります。

そのため、熊谷市屋外広告物条例を適切に運用することにより、良好な景観の形成に関する方針に基づいて、屋外広告物の適切な誘導を行います。

## 7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ハ関係)

本市の軸となる荒川や利根川をはじめとした河川等及び道路等並びに拠点となる公園等については、各公共施設の管理者等との協議及び同意の下に、熊谷市景観計画に景観重要公共施設として定めます。景観重要公共施設の整備にあたっては、市を含む関係機関による協議会を立上げ、良好な景観の形成を図るための協議を行うこととします。

特に、本計画の景観の構成において区分した荒川や利根川を始めとした河川等及び活動軸として位置付けた幹線道路等、活動拠点として位置付けた公園等については、積極的に景観重要公共施設の指定に向けた協議等を行うものとします。

### ◆ 整備の方針

本計画の実現に向けて行政が先導的な役割を担う必要があることから、景観重要公共施設に位置付けられた各公共施設管理者は本市と十分に協議を行い、眺望の保全や緑化、街並みとの調和、安全な歩行者空間の確保等、良好な景観形成に配慮し、その整備や補修、改良等を行うこととします。

# 8章 今後の景観形成推進方策

景観計画の実現に向けて、推進体制と推進施策等を定めます。

## 1. 市民・事業者・行政等の協働による推進

景観計画の実現にあたっては、市民・事業者・行政等がそれぞれの責務を認識し、協働で取り組むことが重要です。

本計画においては、景観形成におけるそれぞれの役割を下記のように位置づけることとします。

### ◆ 市民の役割

市民は、自ら所有又は使用する建築物等や日常の営みが、熊谷の重要な景観の要素であることを認識し、その維持・管理を積極的に行い良好な状態を保つよう努めます。

また、「自らが担い手」として景観形成に取り組むとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に参加するよう努めます。

### ◆ 支援団体の役割

景観形成に関する活動を行うNPO法人や市民団体等は、それぞれの活動の中で積極的に良好な景観の形成に貢献するよう努めるとともに、市民・事業者・行政の「つなぎ役」・「牽引役」として、三者が行う取組みを支援するよう努めます。

### ◆ 事業者の役割

事業者は、自ら所有又は使用する建築物等が熊谷の重要な景観の要素であることを認識し、その維持・管理を積極的に行い良好な状態を保つよう努めます。また、自らの業務が景観形成に影響を与える場合もあることを認識し、事業活動の実施にあたっては、積極的に貢献するよう努めます。

特に、市内で建築物・工作物等の設計・施工等を行う者は、自らの業務に関わる建築物等が熊谷の重要な景観の要素となり、景観形成に影響を与えるものであることを認識し、専門的知識、経験等を活用し、積極的に貢献するよう努めます。

また、市民等が行う取組みや市が実施する施策に積極的に参加するよう努めます。

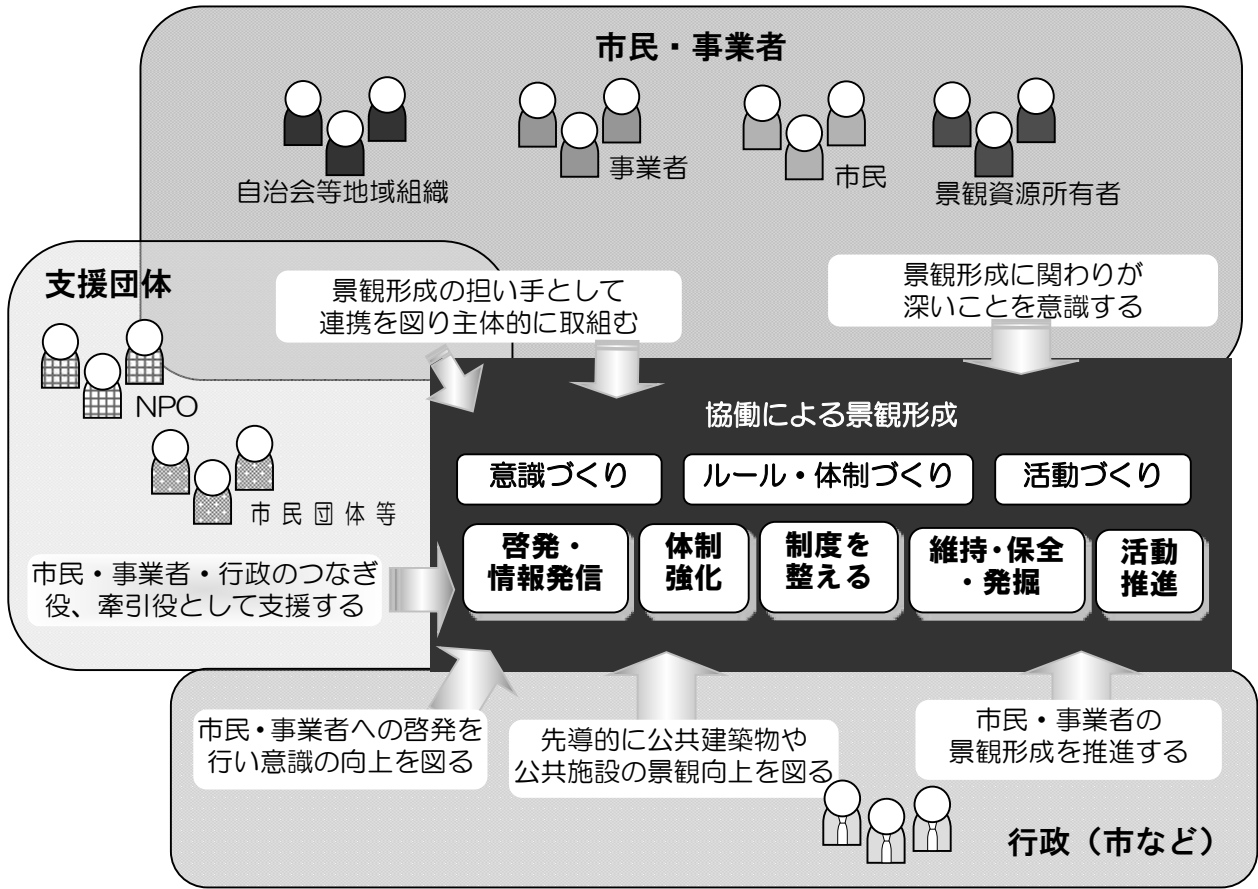
### ◆ 行政の役割

市は、関係機関との調整を図りながら取り組むとともに、市民・事業者への啓発・情報発信を進めることにより意識の向上を図り、その活動を支援します。

また、施策の策定にあたっては、市民の意見を適切に反映するよう努めるとともに、その実施については計画的に行うよう努めます。

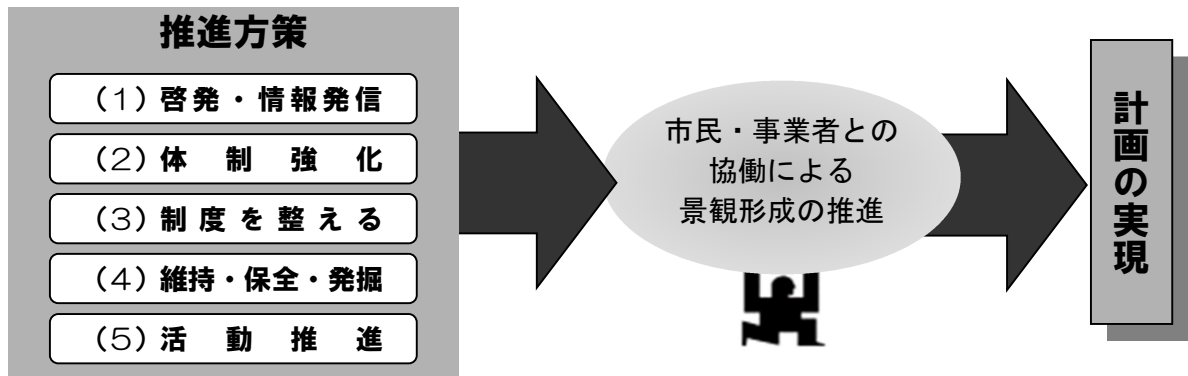
国・県等に対しては、市が実施する施策について協力するよう要請します。

【 協働のイメージ 】



## 2. 景観形成の推進施策

市民・事業者・行政等の役割分担による「協働」のもと、熊谷市は、この景観計画で以下に示す施策の推進に取り組んでいきます。



### (1) 景観に関する啓発・情報発信をします

景観形成の推進にあたっては、本市に関わる多くの人が景観に関心を持ち、また情報を共有することが重要です。本市の景観を知る・体感する活動を推進するとともに、様々な媒体を用いて情報発信を推進します。

景観に関する情報発信※	市民等による景観形成の取組み等の景観に関する情報について、パンフレットや市のホームページにより情報発信を進めます。なお、情報の充実化も併せて進めます。
啓発イベント等の検討※	景観に関するシンポジウム・講演会や熊谷の景観等をテーマにした景観写真展・絵画コンテスト等の開催を検討します。
専門家等の派遣※	職員による市政宅配講座の開催や景観専門家の紹介・派遣により、景観形成に関心のある市民等の活動支援を行うことを検討します。
景観学習の推進※	今後の景観形成の担い手となる子ども達を含めた幅広い年齢層に対する景観学習の推進を検討します。
景観まちづくり塾の開催※	景観に関する情報等を交換し合うためのワークショップを開催します。
景観まち歩きルートと案内誘導板等の設置の検討	歴史、文化、自然、地形的特徴等の景観が感じられるルートを「景観まち歩きルート」として設定することを検討します。また、「景観まち歩きルート」への誘導板設置や、後述する「熊谷景観資産」選定箇所等への案内板の設置を検討します。

## (2) 施策実施体制等を強化、構築します

景観計画を推進していくにあたり、庁内の施策実施体制等の強化、構築を行います。

<p>審査・協議体制の構築※</p>	<p>届出対象行為について、事前の相談・協議等を行うよう市民・事業者等に周知を図り、景観計画の実効性を高めます。また、専門的知識を必要とする届出の審査について、市が専門家から助言・指導を受けることができる制度を整えます。</p>
<p>審議会等の設置※</p>	<p>都市計画審議会との連携を図りつつ、景観形成上重要な事項について専門的に調査審議する審議会等を設けます。</p>
<p>公共建築物等の景観形成への配慮</p>	<p>道路・河川等の公共施設や学校・公民館等の公共建築物は良好な景観形成を先導的に図る必要があることから、その整備の際に配慮すべき事項を示した公共景観ガイドライン等の作成を検討します。</p>
<p>景観協議会等の設置</p>	<p>公共施設の整備の際に、公共施設と周辺のまちとが一体となった景観形成を図るため、必要に応じ関係機関等と景観協議会等を設置し、景観形成のあり方について協議・調整を行い、効率的な景観形成の実現に努めます。</p>

## (3) 景観形成に関する制度を整えます

行政が行うべき景観の保全施策を推進していきます。

<p>庭先協定制度の創設※</p>	<p>公道等に接する連続した土地所有者等が協定を結び、景観に配慮した花、緑、外構等の整備を行う活動に対して、市がその費用の一部について支援する制度の創設を推進します。</p>
<p>景観協働育成地区の指定※</p>	<p>より良好な景観形成のための計画が必要であるとの合意形成が図られた地区については、景観協働育成地区に指定します。また必要に応じ、景観地区の指定についても検討します。</p>
<p>地区別の色彩等の指針の作成</p>	<p>景観計画を補完するため、地区特性を反映した色彩やデザイン等の地区別指針等の作成を検討します。(例：地区の推奨色指針等)</p>
<p>案内板等の指針の作成</p>	<p>景観に大きな影響を与える案内板や表示板について、良好な景観形成を行うために配慮すべき事項を示した指針等の作成を検討します。</p>

#### (4) 重要な景観資源の維持・保全及び発掘をします

景観形成上重要な景観資源について、その維持、保全及び発掘に努めます。

熊谷景観資産等の選定※	市民等より景観資源を募集し、「熊谷景観資産」を選定します。選定した資源については、ホームページ等で紹介等を行います。
景観資源の維持・保全に対する支援制度の設置	景観重要樹木・建造物として提案のあったものについて、所有者の合意取得を促すため、提案樹木・建造物の維持・管理等の支援策について検討します。
表彰制度の創設	良好な景観形成に貢献している建築物や工作物、活動等について、その所有者や設計者及び活動に係る団体や個人を表彰する制度の創設を推進します。

#### (5) 市民・事業者による景観形成活動を推進します

景観形成は協働による取組みが重要であり、市民等の協力なしに進めることはできません。より多くの市民等による活動を推進するため、下記のような取組みを実施します。

景観協働育成地区の推進支援※	地域における市民主体の景観ルールづくりとして、景観計画を更に詳細化する「景観協働育成地区」の計画策定支援を行います。
大学等教育機関との連携※	市民等に対する景観形成の技術支援や活動支援を行うために、市内に存する立正大学をはじめとした高等教育機関等との連携を図ります。
景観マスター（景観まちづくり名人）の認定	良好な景観形成に役立つ知識等(ガーデニング等)を有する市民や活動(観光ガイドボランティア等)を行っている市民を「景観マスター(景観まちづくり名人)」として認定する制度の創設を検討します。
景観整備機構等の指定の推進	市民等の良好な景観の形成に関する主体的、持続的な取組みを支援するため、NPO法人等を景観形成に関する各種支援業務を行う景観整備機構に指定することを推進します。

※：早期実施に向けた取組みを行う施策

# 資料編

1. 策定体制	35
2. 策定経過	36
3. 熊谷市景観計画策定委員会	40
4. 景観に関するアンケート	42
5. 熊谷景観まちづくり塾からの提案	47

# 1 策定体制

## 熊谷市景観計画策定委員会

熊谷市景観計画策定委員会（以下、策定委員会）は、策定委員会設置要綱に基づき設置され、熊谷市景観計画の策定に関し必要な調整、検討等を行い計画案を策定しました。

なお、委員の構成は41ページの委員名簿のとおりです。

## 熊谷市景観計画策定委員会幹事会

熊谷市景観計画策定委員会幹事会（以下、幹事会）は、策定委員会設置要綱第7条に基づき設置され、熊谷市景観計画の策定に関し必要な調査・検討を行いました。

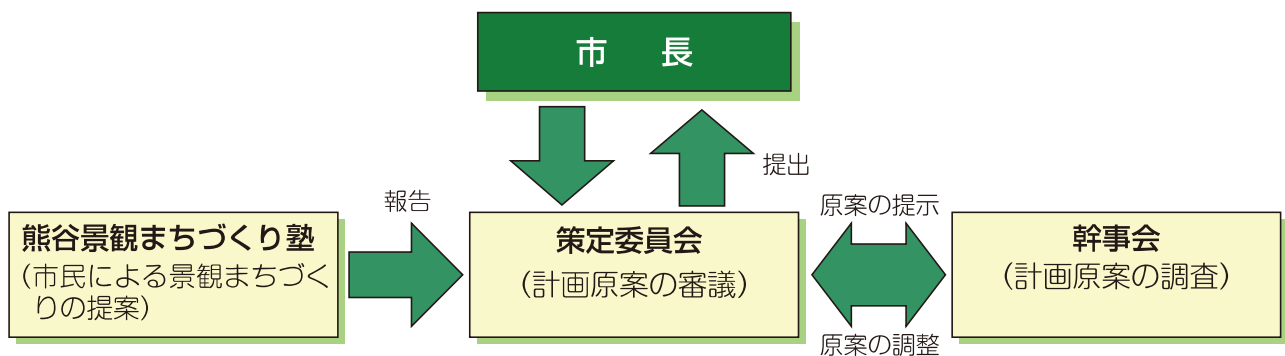
なお、幹事の構成は41ページの別表のとおりです。

## 熊谷景観まちづくり塾（熊谷市景観計画策定に伴う市民会議）

熊谷景観まちづくり塾は、一般公募により応募いただいた26人の市民（熊谷地区13名・大里地区3名・妻沼地区7名・江南地区3名）により、市民の目線で「守っていききたい風景・景色」や「良好な景観づくりのために必要なこと」について検討を行い、市に提案することを目的として合計7回のワークショップを実施しました。

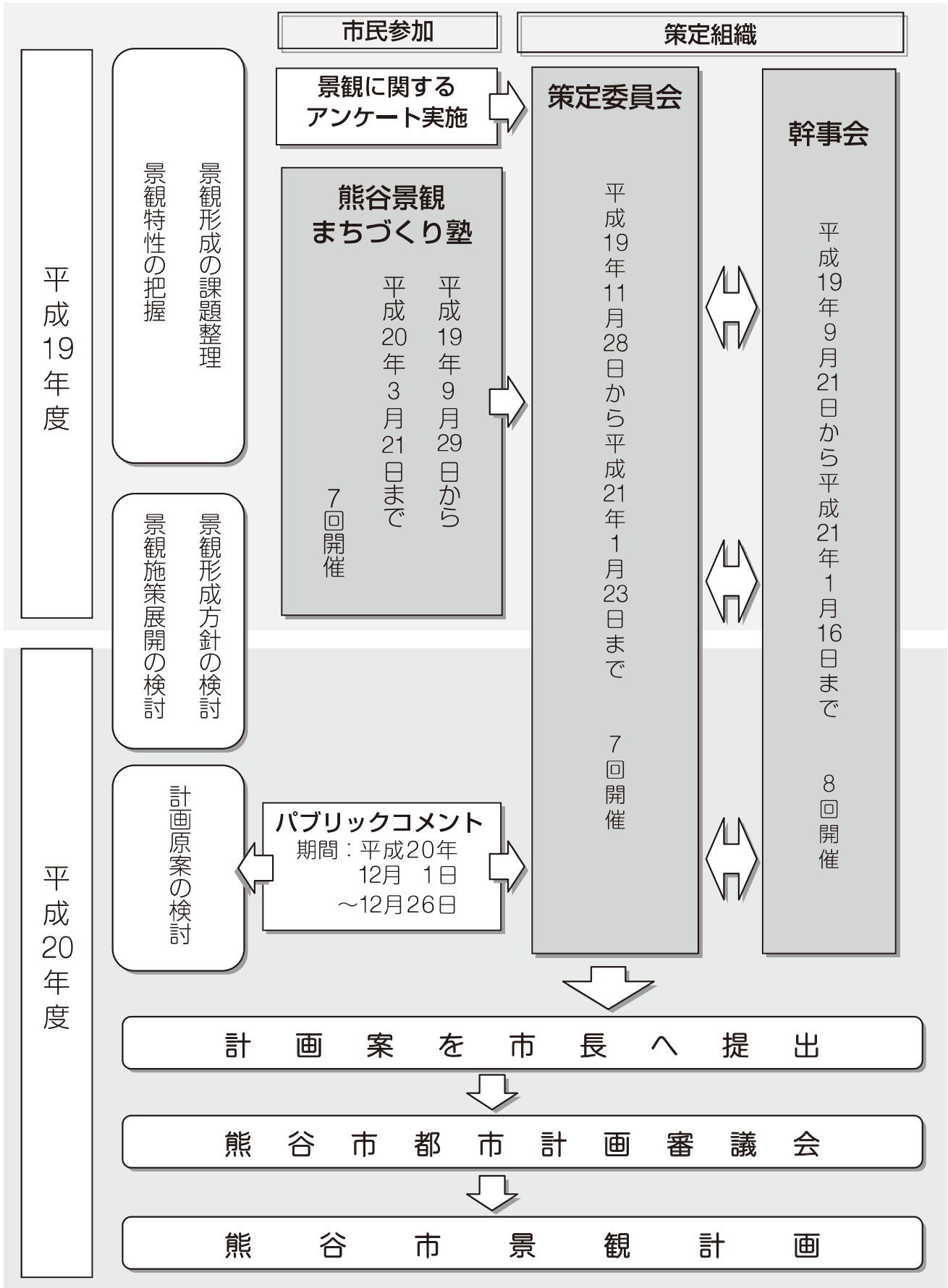
なお、平成20年3月21日に開催した第7回ワークショップにおいて、景観まちづくりの提案をまとめ、策定委員会へ報告しました。

### 策定体制の概略





## 2 策定経過



## 策定委員会

回	年月日	議事内容
第1回	平成19年11月28日(水)	委嘱状交付 市長あいさつ 委員長・副委員長の選出 議 事 (1) 熊谷市景観計画の目的と位置づけについて (2) 熊谷市景観まちづくりの状況について (3) 市民等の意向の把握について (4) 景観特性の整理について (5) 景観まちづくり課題の整理について
第2回	平成20年3月21日(金)	熊谷景観まちづくり塾からの提案発表 議 事 (1) 景観まちづくりの基本理念・目標について (2) 熊谷市の景観構造と取り組み方針について (3) 景観施策展開の考え方について
第3回	平成20年7月7日(月)	議 事 (1) 規制誘導に関する区域設定案について (2) 届出対象行為・景観形成基準案について
第4回	平成20年7月28日(月)	議 事 (1) 届出対象行為案について (2) 景観形成基準案について
第5回	平成20年9月2日(火)	議 事 (1) 前回策定委員会を受けての検討事項 (2) その他の記載事項について (3) 景観形成の推進方策について
第6回	平成20年10月20日(月)	議 事 熊谷市景観計画素案について
第7回	平成21年1月23日(金)	議 事 パブリックコメント意見について ○市長への報告

## 幹事会

回	年月日	議事内容
第1回	平成19年9月21日(金)	講演：景観とは 説明 (1) 景観計画・景観法について (2) 熊谷市における景観計画策定の目的について (3) 調査フロー・策定体制等について
第2回	平成19年11月20日(火)	議事 (1) 幹事会検討内容等の確認 (2) 市民等意向の把握について報告 (3) 景観特性の課題と整理
第3回	平成20年2月26日(火)	議事 (1) 景観まちづくりの基本理念・目標について (2) 熊谷市の景観構造と取り組み方針について (3) 景観施策展開の考え方について
第4回	平成20年5月20日(火)	議事 (1) 重点区域等の区域設定の考え方について (2) 届出対象行為・景観形成基準の設定の考え方について
第5回	平成20年6月19日(木)	議事 (1) 区域設定案について (2) 届出対象行為・景観形成基準案について
第6回	平成20年8月18日(月)	議事 (1) 策定委員会を受けての検討事項 (2) その他の記載事項について (3) 景観形成の推進方策について
第7回	平成20年9月29日(月)	議事 熊谷市景観計画素案について
第8回	平成21年1月16日(金)	議事 パブリックコメント意見について

## 熊谷景観まちづくり塾

回	年月日	内 容
第1回	平成19年9月29日(土)	説 明 ・これまでの市の取り組みや前提条件等を説明 作 業 ・自己紹介ボードに、好きな景観、改善したい景観等を記入し順に自己紹介 ・各自が取り上げた景観の場所を地図で確認
第2回	平成19年10月16日(火)	作 業 ・気になる景観について、気になる点、どこから観るか、何が観えるか等を付箋や記入シートに記入(個人) ・班毎に地図や作業用紙を使用し意見交換及びまとめ 発 表 ・班で出た主な意見の中間発表及び全体確認
第3回	平成19年11月13日(火)	作 業 ・前回作業の続き 発 表 ・班で出た主な意見の発表及び全体確認
第4回	平成19年11月27日(火)	作 業 ・景観まちづくりのための取り組み提案についての課題や役割分担等を付箋、記入シートに記入(個人) ・班毎に、地図や作業用紙を使用し意見交換及びまとめ 発 表 ・班で出た主な意見の発表及び全体確認
第5回	平成19年12月18日(火)	作 業 ・前回作業の続き ・班毎に、「熊谷らしい景観」のために、特に大事にすべきこと、「熊谷らしい景観」を表現する「キーワード」を考える 発 表 ・班で出た主な意見の発表及び全体確認
第6回	平成20年1月24日(木)	作 業 ・班毎に、景観まちづくりのための啓発パネルの枠組みを確認 発 表 ・班で出た主な意見の発表及び全体確認
発 表 打合せ	平成20年3月18日(火)	・班毎に、発表資料の確認。
第7回	平成20年3月21日(金)	・策定委員会との合同会の開催 ・ワークショップからの提案発表 ・策定委員との意見交換 ・策定委員会委員長の総括

# 3 熊谷市景観計画策定委員会

## 熊谷市景観計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 熊谷市景観計画(以下「計画」という。)の策定に関し必要な調整、検討等を行うため、熊谷市景観計画策定委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、計画の案を策定し、市長に提出するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 景観に関する専門知識を有する者
- (2) 市内の公共的団体等から推薦を受けた者
- (3) 熊谷市景観計画策定に伴う市民会議から推薦を受けた者
- (4) 市職員のうち、環境部長、産業振興部長、都市整備部長、建設部長の職にある者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する職務が終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第7条 委員会は、計画の策定に関し必要な調査・検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、都市計画課長をもって充てる。
- 3 幹事会は、別表に掲げる職名にある者で構成する。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。
- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第8条 委員会、幹事会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、計画の策定に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

別表(第7条第3項関係)

総合政策部企画課長	都市整備部開発指導課長
環境部環境政策課長	都市整備部公園緑地課長
産業振興部産業振興課長	建設部道路課長
産業振興部商業観光課長	建設部河川課長
産業振興部農業振興課長	建設部建築課長
都市整備部都市計画課長	教育委員会社会教育課文化財保護担当副参事

### 委員名簿

区分	団体名等	氏名(職名)
第1号委員	埼玉大学大学院教授	窪田 陽一 ◎
	立正大学教授	片柳 勉
第2号委員	熊谷商工会議所	鴨田 隆三 ○
	くまがや農業協同組合	井瀬 幸夫
	熊谷青年会議所	岡部 聡史
	埼玉建築士会大里支部	宮野 鈴香
第3号委員	市民会議からの推薦	嶋原 壽子
	市民会議からの推薦	石井 瑞穂
第4号委員	熊谷市	環境部長
	熊谷市	産業振興部長
	熊谷市	都市整備部長
	熊谷市	建設部長

◎ 委員長    ○ 副委員長

# 4 景観に関するアンケート

## (1) 実施の目的

市民の方々に熊谷市の良い景観、改善すべき景観、今後の施策や規制の方向などについてご意見をお伺いし、「熊谷市景観計画」の策定にあたって市民意向を反映させることを目的に「市民アンケート」、「中学生アンケート」及び「在勤者アンケート」を実施しました。

## (2) 調査の方法

### 市民アンケート

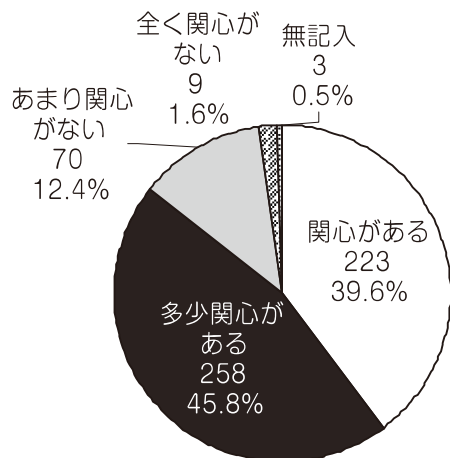
- ① 調査対象：16歳以上の市民
- ② 調査方法：郵送配布、郵送回収
- ③ 調査期間：平成19年7月26日(木)～平成19年8月16日(木)
- ④ 配布数：2,000人(住民基本台帳より無作為抽出：居住地区、年齢、性別に偏りが無いよう配慮)
- ⑤ 回答数：563人から回答 回収率28.2%

### 市民アンケートの主な設問内容

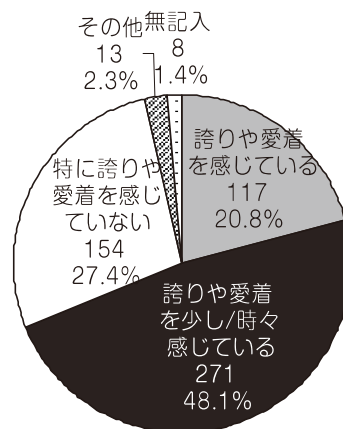
『景観』について	①関心の有無
熊谷市全体の『景観』について	②誇りや愛着の有無 ③熊谷らしさを感じる景観 ④熊谷の景観を損ねているもの
良好な景観づくりのための方策について	⑤良好な景観形成のための規制・ルールの必要性 ⑥規制・ルールの内容
景観づくりの取り組みについて	⑦今後取り組みたいこと ⑧活動への参加意向

### 結果概要

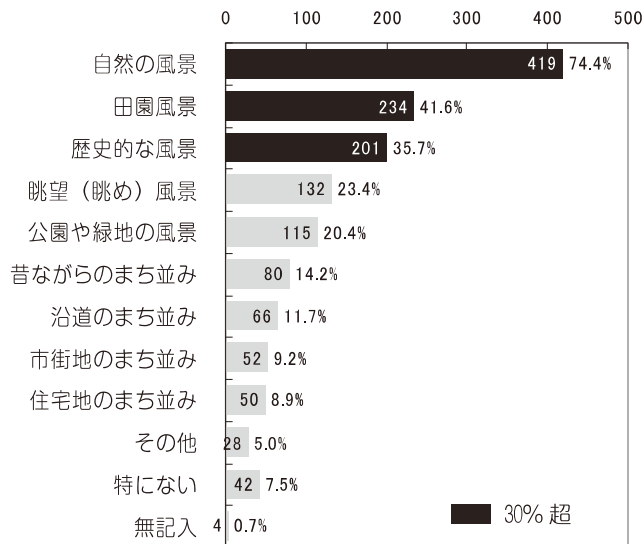
#### ①「景観」への関心について



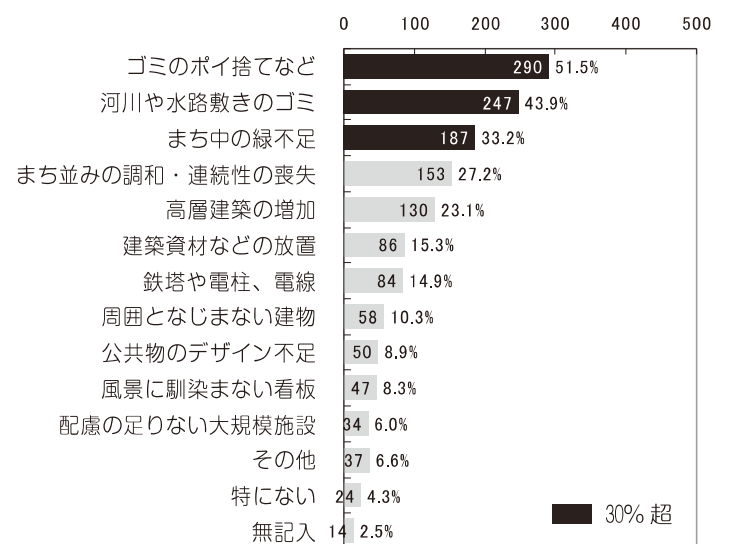
#### ② 熊谷市全体の「景観」について 誇りや愛着を感じるか



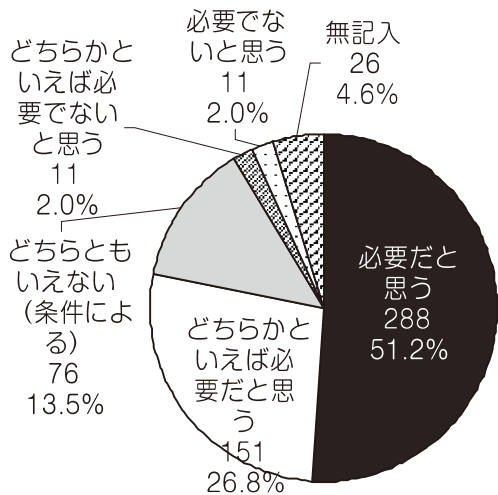
### ③ 熊谷らしさを感じる景観は？



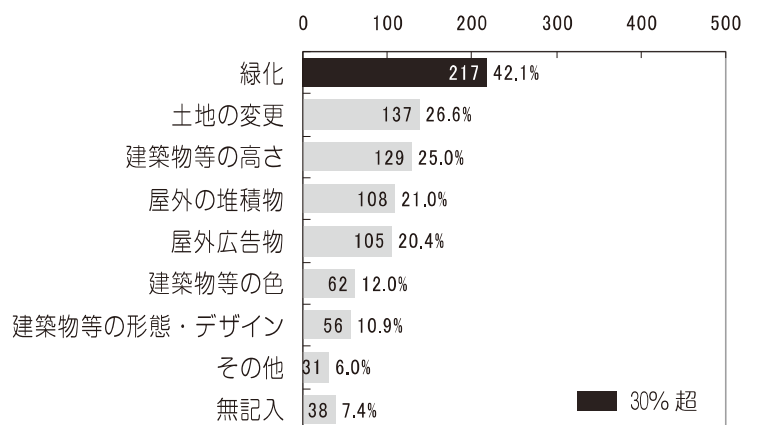
### ④ 熊谷の「景観」を損ねているものは？



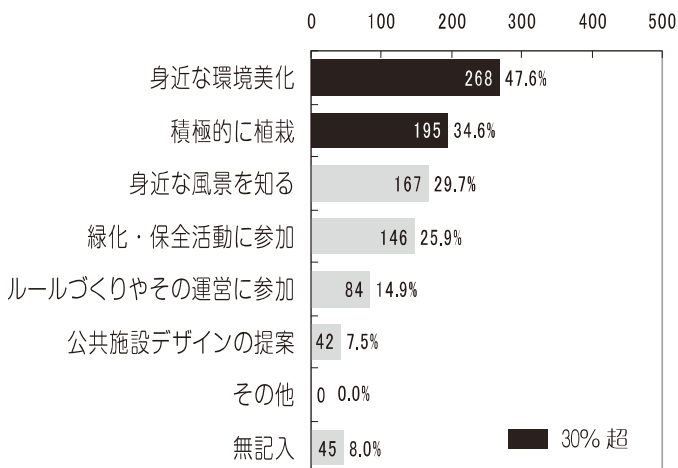
### ⑤ 良好な景観づくりのために、何らかの規制・ルールは必要か？



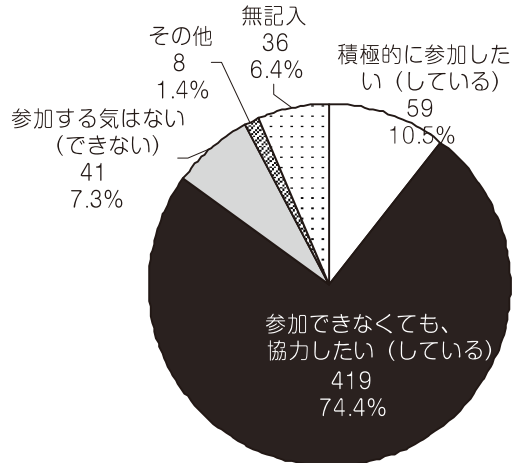
### ⑥ 特に必要な規制・ルールの内容は？ （⑤で「必要・どちらともいえない」の回答者）



### ⑦ 取り組みたい景観づくりの取り組み



### ⑧ 参加意向





## 中学生アンケート

- ① 調査対象：熊谷市立中学校に通う生徒（全17校）
- ② 調査方法：教育委員会を介し依頼・回収
- ③ 調査期間：平成19年7月～平成19年9月
- ④ 配布数：各校40票配布
- ⑤ 回答数：493人から回答（17校全校回収）

### 中学生アンケートの主な設問内容

各分野について、6枚の風景イメージ写真を良いと思う順番に並べる

- ①住宅地の風景イメージ：こんなところに住みたい
- ②商業地の風景イメージ：こんなところに買物に行きたい・遊びに行きたい
- ③自然・田舎の風景イメージ：こんなところを守りたい
- ④地域での活動風景イメージ：こんな活動を大事にしたい・やってみたい

### 結果概要

#### ① 住宅地の風景イメージ ～こんなところに住みたい～

整ったまち並みや緑化等への意向の高さが伺える一方、無秩序な高さや色彩に対して意向が低いことが伺えた。



↑もっとも多く選ばれた「落ち着いた住宅地」のイメージ写真

#### ② 商業地の風景イメージ ～こんなところに買物に行きたい～

身近な商店街よりも、多様な店舗が集積したショッピングモールへの意向の高さが伺える一方、幹線道路沿いの沿道商業に対して意向が低いことが伺えた。



↑もっとも多く選ばれた「いろいろな店があるショッピングモール」のイメージ写真

#### ③ 自然・田舎の風景イメージ ～こんなところを守りたい～

全地区で「めずらしい魚もいる身近な川や水路」への保全意向が一番であったが、それ以後の順位は、熊谷地区の丘陵部、大里地区及び妻沼地区の田園風景、江南地区の田園風景及び大きな川と地区によって意向が分かれた。



↑もっとも多く選ばれた「めずらしい魚もいる身近な川や水路」のイメージ写真

#### ④ 地域での活動風景イメージ ～こんな活動を大事にしたい・やってみたい～

イベント・祭り等への参加意向が圧倒的に高く、これに次いで、緑化や清掃・美化活動等への参加・協力意向が高かった。



↑もっとも多く選ばれた「イベント・祭りなどにぎわいのある様子」のイメージ写真

## 在勤者アンケート

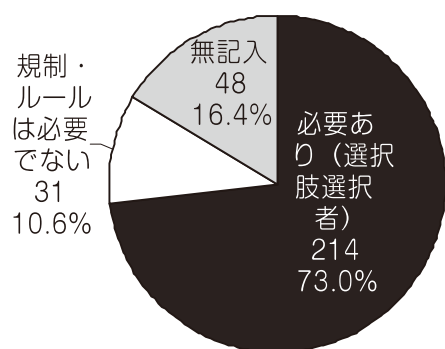
- ① 調査対象：熊谷市内の企業7社に市外から通勤する在勤者
- ③ 調査方法：各企業を訪問し依頼・回収
- ② 調査期間：平成19年9月～平成19年10月
- ③ 配布数：各企業に協力いただける票数合計300票を配布
- ④ 回答数：293人から回答(7社全社回収)

### 在勤者アンケートの主な設問内容

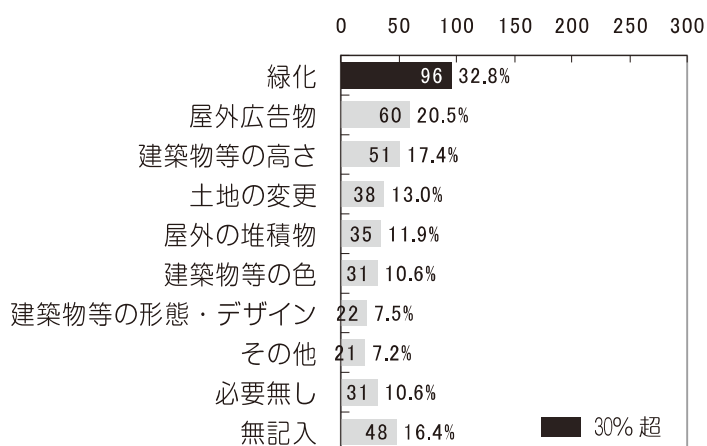
良好な景観づくりのための規制・ルール	①必要性 ②内容
--------------------	----------

### 結果概要

#### ① 規制・ルールの必要性



#### ② 必要だと思う規制・ルールの内容



## 「市民、中学生及び在勤者アンケート」の共通質問

熊谷市全体の『景観』について

好きな場所・改善したい場所を地図記入

### 【好き・残したいと感じる熊谷の景観 意見の多い順 1位～10位】

市民		中学生		在勤者	
1	荒川河川敷	1	熊谷スポーツ文化公園・ドーム	1	荒川河川敷
2	熊谷駅周辺	2	荒川河川敷	2	熊谷駅周辺
3	熊谷スポーツ文化公園・ドーム	3	熊谷駅周辺	3	熊谷スポーツ文化公園・ドーム
4	久下橋	4	中学校・家の周辺	4	久下橋
5	熊谷桜堤	5	荒川	5	荒川
6	聖天山周辺	6	聖天山周辺	6	熊谷桜堤
7	利根川河川敷	7	利根川	7	聖天山周辺
8	別府沼公園	8	荒川大橋	8	利根川河川敷
9	大沼公園	9	利根川河川敷	9	国道17号
10	田園風景	10	森林公園	10	押切橋

### 【改善すれば良くなると感じる熊谷の景観 意見の多い順 1位～10位】

市民		中学生		在勤者	
1	熊谷駅周辺	1	熊谷駅周辺	1	熊谷駅周辺
2	荒川河川敷	2	荒川河川敷	2	国道17号
3	国道17号	3	利根川	3	荒川河川敷
4	別府沼公園	4	国道17号	4	国道407号
5	熊谷運動公園	5	聖天山周辺	5	コミュニティ広場
6	コミュニティ広場	6	荒川	6	熊谷警察署周辺
7	中央公園	7	別府沼公園	7	籠原駅周辺
8	江南地区の雑木林	8	国道407号	8	江南地区の雑木林
9	籠原駅周辺	9	中学校・家の周辺	9	商店街
10	亀の道	10	道路	10	農地

# 5 熊谷景観まちづくり塾からの提案

## ①班からの提案

### 私たちが考える熊谷らしい景観まちづくり

=基本的な考え方=

熊谷の豊かな自然資源も、歴史の積み重ねも、まちの形成や産業も…  
「大きな川」を有することから生まれたものが多い！？

『川』が景観まちづくりのキーワードになるのではないか

|| 景観まちづくり ||

川そのものに対する対策としては  
**親水性のある川の  
景観まちづくり**

- ・ムサシトミヨをはじめ動植物を守りたい
- ・水質改善、清流の景観を守りたい
- ・自然を感じられる護岸の眺めを取り戻したい
- ・水路や井戸のある眺めを活用したい
- ・周辺の屋敷林等とあわせた眺めを守りたい

川と川に挟まれたこの地で、人々の営みが生まれ、育まれた歴史を大事にするために…

**古いまち並みを再現  
した景観まちづくり**

- ・歴史的なものを大事にし特徴ある景観まちづくりを進めたい
- ・景観の登録制度などお墨付きを与える制度を設け守っていききたい

**産業・人々の営みから  
うまれる景観の保全**

- ・農業の景観を残す為に、農業施策と連携し、担い手の育成等を行えると良い
- ・空き店舗により寂しい眺めにならないよう商業等の活性化対策との連携も必要か

=景観まちづくり推進のために=

残すにも守るにも創るにも、『人の意識』が何より重要！  
“何か”をきっかけに、もっと多くの人に「景観」に意識を向けて欲しい！

- ・例えば、落葉や清掃についても、意識の違いがあるという話を聞く
- ・隣近所やまちに対する習慣や、コミュニケーションのとりかたも変わりつつある
- ・ちょっとしたきっかけで意識が変わることもある！

例えば…

**アイデア① 自転車**

- ・荒川⇄利根川等の景観サイクリングツアーを企画し、景観を知ってもらいイベントをする
- ・環境対策や健康増進とも連携できるのではないか

【詳しい提案は右段参照】

例えば…

**アイデア② 若い人**

- ・活動的な若い人にまず普及すると新しいアイデアで更に広がっていくのではないか
- ・まちなかに若い人を呼ぶと活気づくのではないか
- ・子どもが育つ環境づくりとの連携も



## 特に委員会や皆に伝えたいこと

『川』の恵みに育まれた 熊谷らしい景観を  
守り育てるため大切な取り組みを提案します！



### まずは意識啓発の仕組みや取り組みから！

- ・ 景観資源を知ってもらうことから始めてはどうだろう
- ・ 楽しく知ってもらう仕組みが重要だろう

こんな取り組みはどうでしょう？

#### 自転車で景観めぐり「景観サイクリングツアー」

- ・ 景観資源をつなぐ散策ルートをつくる
- ・ 熊谷を紹介するルートでもあるので、観光ルートとしても活用できる
- ・ 徒歩や自転車でゆっくり巡る小回りのきくコースや、渡船を含めたコースにする
- ・ 碑や塚・道祖神などの小さな資源も含め、コース途中のポイントを多くする
- ・ 札所のようなものを設け、スタンプラリーのようにする
- ・ 各ジャンルに詳しい人に協力してもらい、ポイントで背景等を話してもらう  
そのためには…
- ・ 駐輪場の整備や外から来た人に自転車を貸す（Park & Cycle ride：駐車場で自転車貸す）仕組みの整備
- ・ 廃棄自転車を活用したレンタサイクル等の設置
- ・ 自転車で走りやすい道路整備
- ・ 案内人探しや仕組みの整備
- ・ 地区ごとに取り組みをはじめ、徐々に地区連携を深めていく
- ・ 集客の方法を検討する

### 今ある たくさんの景観資源を活かしていこう！

- ・ 新しいものをつくるより、まずは今ある資源を活用していきたい
- ・ ムサシトミヨを初め、他にはなかなか無い資源を誇り・自慢していこう
- ・ 小学校での景観教育を実践し、「熊谷らしさ」を浸透させていこう

### 多くの人に 熊谷の景観を体感してもらおう！

- ・ 知識としてだけでなく、自分で動いて感じることで心にも響くだろう
- ・ 楽しい体験をきっかけとして、熊谷を眺めたり、関心をもったりすることも

こんな取り組みはどうでしょう？

体験ライダーで空から市の景観を眺める  
葛和田の渡船もPRし、水上から景観を考える  
アグリメイトでの農業体験から市の田園景観を考える  
公園等でのスポーツ大会をきっかけに市の緑を眺める  
美味しいもの巡りと絡め、市の景観を巡ってもらう

# 2班 3班 合同班からの提案

## 私たちが考える熊谷らしい景観まちづくり

=基本的な考え方=

『住みよいまち  
・場所づくり』のために  
“景観”からの  
アプローチを考える

「暑さ」により有名になったが、  
マイナスイメージである  
⇒マイナスイメージから脱却し、  
「住みよい・住みたい まち」づ  
くりの施策展開により知名度向  
上を図る

『景観重点地区』を定め  
市内外に素晴らしい  
まちであることを  
アピールできる  
景観まちづくりを考える

⇒皆で共有できるコンセプトを  
もって取り組んでいきたい  
熊谷らしさを感じる特徴的で  
強烈なテーマを設定していき  
たい

=景観まちづくり=

### 住んで心地よい景観まちづくり

まずは、魅力があり、住んでいる人が気持ち良いと思わないと！  
・水脈の豊かなまちであることを活かしたい  
・自然環境が素晴らしいことを活かしたい  
・関東武士の流れをくむ昔のものを守りたい  
⇒快適な住環境整備、歩行者空間の確保、緑化等の取組み

### 活力をうむ景観まちづくり

都市間競争に勝って、更に人を呼び、住む人を増やす工夫もしないと！  
・熊谷駅から景観まちづくりを発信していきたい  
・時代の流れに対応した、商業や観光景観づくりと、PRの強化をしたい  
⇒まちの活性化の為、風格・潤い・賑わいのあるまち並み形成の誘導

### 水に親しみ緑に囲まれた景観まちづくり

恵まれた水の景観があることを多くの人に認識してもらうとともに積極  
的に協力してもらい、水辺の開放感を活かした緑陰づくりで潤いの場を  
つくりたい！  
⇒計画策定にあたっては…  
・河川は関係機関との調整が必要になると思うので、協力や要請の依頼  
をして欲しい  
・河川の景観を考える際、水面や水際だけでなく、歩く空間など、少し  
幅をもって範囲をとり、検討をして欲しい  
⇒ガーデンシティ：公園も庭も熊谷の「ガーデン」という意識で取り組  
もう  
⇒緑の回廊づくり：公園を活かし緑を繋いでいこう

### 歴史的施設や文化教育機関等と連携した景観まちづくり

資源はたくさんある(熊谷寺、常光院、聖天山、文殊寺、根岸家長屋門等々  
たくさん挙げられた)。埋もれている資源を活用したい。  
・様々な工夫で資源を知らせたり、まちなみを再現したい  
・地域に点在する歴史・文化系景観資源を結びつけ活用するとともに、  
地域の教育機関等(大学学生等)と連携した景観まちづくり

## 景観まちづくり、こんなことからみんなで取り組



意識を共有し、  
知恵を出し合おう

- ・景観はまちの財産、という意識を皆で共有しよう
- ・守りたいものを守り・支援できるよう、「トラスト制度」を立ち上げたい



活発な意見交換で、  
景観まちづくりの輪  
を広げよう

- ・どんな活動があるか、発信・紹介していこう
- ・自分も取り組みに積極的に参加しよう
- ・小さな取り組みでも遠慮せず、たくさん探していこう



PRして仲間

- ・景観ボランティアに語るサロン
- ・熊谷駅前等でPRし、くりの活動を知って
- ・景観まちづくりや景観をひらきたい
- ・景観イベントや講演・きないかな



＝景観まちづくり推進のために＝

**次世代の子ども達に  
引継いでいく**

- ・今の子どもたちの原風景になるような場をつくりたい
- ・教育や少子化対策と連携した景観まちづくりを考えたい
- ・子どもたちの景観づくりへの参加を促すための施策展開



**連携し人脈を活用する**

- ・小さな活動や趣味の景観づくりを後押しする工夫
- ・人脈、人材や組織をいかす
- ・まずは、コミュニケーションを重視

**みんなの意識転換を図る**

- ・市民・事業者・行政等、それぞれ意識の転換が必要
- ・良好な景観づくりは市民皆の理解が大切
- ・市民・地域や事業者は、景観に対する意識を持って景観まちづくりを考える
- ・行政は、何のために景観を良くするのか、目標を明確にする

**市民参加・協働による景観まちづくり**

- ・行政は、市民・地域や事業者の景観まちづくり活動を支援し、リード役として積極的に呼びかけをして欲しい
- ・市民参加にも色々なレベルがあるので、レベル毎の検討をして欲しい（例：啓発段階、提案段階）
- ・市民・事業者・行政の連携を図り、熊谷にふさわしい景観の形成
- ・各町内等に小さな集団を組織化し、身近な景観をどう創るかを考えたり、身近な景観資源を掘り出したりするとともに、その保全・活用・価値を高める施策を検討する

**景観重点地区：例えば・・・**

- ◎熊谷駅～熊谷寺周辺
  - ・熊谷の景観をPRする上で人も多く、重点になるのでは
  - ・「熊谷駅周辺」は、計画によって様々な範囲があるようだが整理が必要（少し駅から範囲を広げて考えてはどうか）
- ◎聖天山周辺
  - ・聖天様のご開帳の機会を活かし、景観まちづくりに活用できるのではないかと
  - ・活性化対策や街路整備等と絡め、統一感のあるまちなみづくり等を地域と検討していけると良いのでは

**取り組み：例えば・・・**

- ◎意識を高める
  - ・表彰制度
- ◎学校との連携
  - ・清掃活動・花いっぱい運動
  - ・景観づくりポスター募集
  - ・人材の活用
  - ・大学や既存団体と連携するための仕組みづくり
- ◎身近な活動
  - ・身近な景観を考える小さな集団の組織化
  - ・身近な景観資源探し

**みませんか？ ～熊谷で生活・活動をしているみなさんへ～**

**を増やそう**

アや景観について自由を立ち上げたい  
多くの人に景観まちづくり  
資源についての懇談会  
展示など市内行脚がで



**連携・企画をしていこう**

- ・活かす機会がなく眠っている「活動したい人」「知恵袋」を呼び起こそう
- ・景観まちづくり活動の火付け役・企画役になる
- ・具体的な取り組みを検討する組織をたちあげたい



**まずは、  
まちをきれいにしよう**

- ・一人ひとりが、家の周りを掃除・美化するところからはじめよう
- ・ゴミだしルールの遵守、資源の活用を図ろう

# 熊谷市景観計画

平成21年3月 初版  
平成31年4月 改訂

発行 熊谷市  
編集 熊谷市都市整備部都市計画課





